

津 軽 地 域 森 林 計 画 書

(津 軽 森 林 計 画 区)

自 平成29年4月 1日
計画期間
至 平成39年3月31日

平成 2 8 年 1 2 月

青 森 県

はじめに（森林計画制度について）

森林計画制度は「森林法」（昭和26年法律第249号）に規定されている制度で、「林産物の需給の安定」と「森林植生による国土の保全」を長期的・広域的な見地から合理的に確保するために、森林と林業に関する政策の基本的方向を明らかにし、森林所有者等の森林施業上の指針及び規範とすることを基本的な考え方としています。

森林計画制度の体系において「地域森林計画」は、森林法第5条第1項の規定に基づき民有林について都道府県知事がたてる10年間の計画で、青森県においては4つの森林計画区（津軽、下北、三八上北、東青）について、各々5年毎に民有林の森林資源に関する調査を行い、その結果を取りまとめて計画をたてています。

この「津軽地域森林計画」は地域の特性を踏まえ、国がたてる「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」に即し、また本県の森林・林業に関する基本方針となる「青森県森林・林業基本方針」との整合を図り、今後10年間にこの地域の森林をどのような姿に導くべきか、森林整備の目標を定め、目標達成に必要な森林施業及びそのために必要な条件整備等の基本的な事項について、指針や基準として明示しています。

なお、この津軽地域森林計画に適合して市町村がたてる「市町村森林整備計画」においては、地域森林計画で示される指針や基準に基づき、森林の有する公益的機能等に応じて区分し、具体的な森林施業の方法を定め、森林所有者等の森林施業実施の規範や「森林経営計画」の認定の根拠となるよう計画することとなっています。

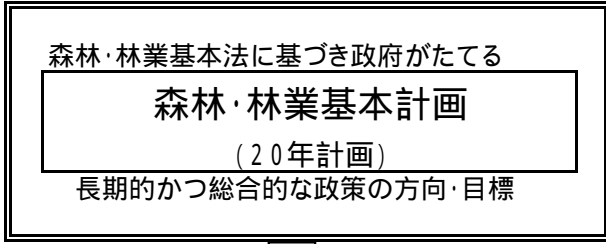
このような体系の中で、各計画が相互に関連を持つことにより、国や県の定める目標の達成に誘導することとなっています。

■ 津軽地域森林計画樹立担当者の職・氏名及び従事した期間

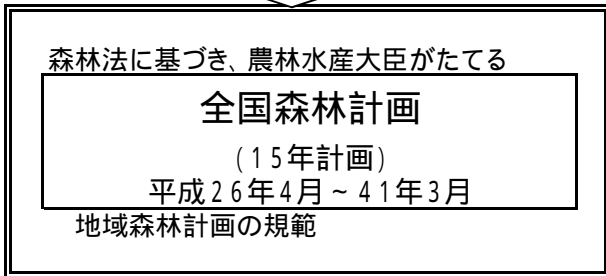
職	氏名	樹立に従事した期間
課長	一戸 文爾	平成28年4月～平成28年 12月
課長代理	杉山 徹	平成28年4月～平成28年 12月
総括主幹（森林計画GM）	猪狩 尚	平成28年4月～平成28年 12月
主幹	對馬 学	平成28年4月～平成28年 12月
〃	福田 真樹	平成28年4月～平成28年 12月
主査	佐藤 文宏	平成28年4月～平成28年 12月
〃	津川 奈希	平成28年4月～平成28年 12月

森林計画制度の体系

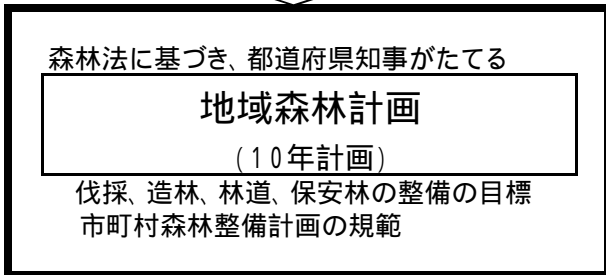
〈法律体系に基づく計画〉



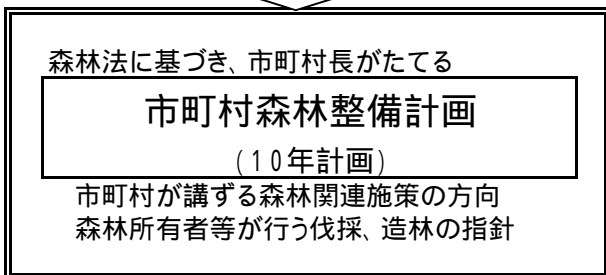
【即して】



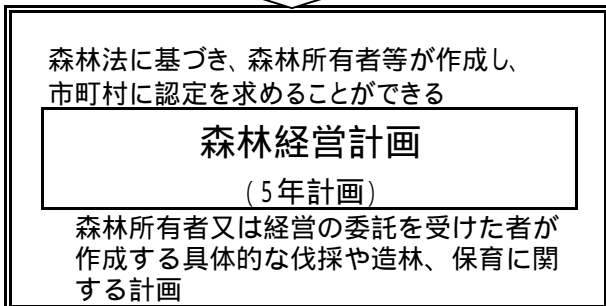
【即して】



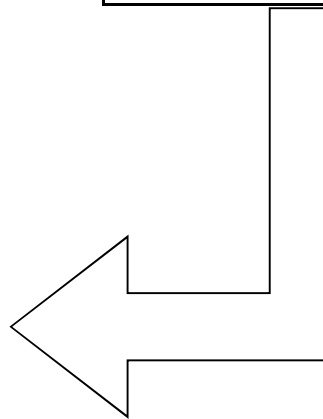
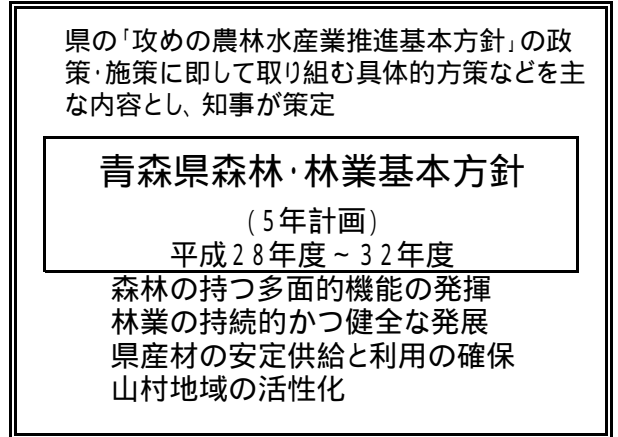
【適合して】



【適合して】



〈県独自の計画〉



目 次

計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前期計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 津軽地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方	8

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	10
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	11
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2 その他必要な事項	13
第3 森林の整備に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	14
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	15
(3) その他必要な事項	15
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	
ア 人工造林の対象樹種に関する指針	15
イ 人工造林の標準的な方法に関する指針	15
ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針	16
(2) 天然更新に関する指針	
ア 天然更新の対象樹種に関する指針	16
イ 天然更新の標準的な方法に関する指針	17
ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針	17
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
(4) その他必要な事項	18
3 間伐及び保育に関する基本的事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	20
(3) その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
ア 区域の設定の基準	21
イ 森林施業の方法に関する指針	22

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	2 3
ア 区域の設定の基準	2 3
イ 森林施業の方法に関する指針	2 3
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 4
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	2 4
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	2 5
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	2 5
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	2 5
(6) その他必要な事項	2 5
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	2 6
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 6
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 7
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	2 7
(5) その他必要な事項	2 7
 第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 8
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 8
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法・……………	…………… 3 0
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	3 0
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	3 0
(3) 治山事業の実施に関する方針	3 0
(4) 特定保安林の整備に関する事項	3 0
(5) その他必要な事項	3 1
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	3 1
(2) その他必要な事項	3 1
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	3 1

(2) 鳥獣害対策の方針 (3 に掲げる事項を除く)	3 2
(3) 林野火災の予防の方針	3 2
第 5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	3 3
2 保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針	3 3
3 保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針	3 3
4 その他必要な事項	3 3
第 6 計画量等	
1 伐採立木材積	3 4
2 間伐面積	3 5
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 5
4 林道の開設又は拡張に関する計画	3 6
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3 9
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 1
(3) 実施すべき治山事業の数量	4 1
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	4 3
第 7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	4 4
2 その他必要な事項	5 6
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	5 7
(2) 地況	5 7
(3) 土地利用の現況	5 9
(4) 産業別生産額	5 9
(5) 産業別就業者数	6 0
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	6 1
(2) 制限林普通林別森林資源表	6 2
(3) 市町村別森林資源表	6 3
(4) 所有形態別森林資源表	6 4
(5) 制限林の種類別面積	6 5
(6) 樹種別材積表	6 6
(7) 特定保安林の指定状況	6 6
(8) 荒廃地等の箇所数	6 6

(9) 森林の被害	6 7
(10) 防火線等の整備状況	6 7
3 林業の動向	
(1) 保有山林面積規模別経営体数	6 8
(2) 森林施業計画及び森林経営計画の認定状況	6 8
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	6 9
(4) 林業事業体等の現況	7 0
(5) 林業労働力の概況	7 0
(6) 林業機械化の概況	7 1
(7) 作業路網等の整備の概況	7 2
4 前期計画の実行状況	
(1) 伐採立木材積	7 3
(2) 間伐面積	7 3
(3) 人工造林、天然更新別面積	7 3
(4) 林道の開設及び拡張の数量	7 3
(5) 保安施設の数量	7 3
(6) 要整備森林の施業の区分別面積	7 4
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	7 4
(2) 森林以外より森林への異動	7 4
6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	7 5
(2) 分期別期首資源表	7 5
7 その他	
用語の説明	7 6

計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 位置・地形

本計画区は、県の西部に位置する5市7町2村を含む区域で、東は東青地域森林計画区に、西は日本海に、南は秋田県に、北は津軽海峡に面しており、中央部に岩木山(1,625m)が位置し、平野部は水田地帯を形成し、東部に白地山(1,034m)、櫛ヶ峰(1,517m)があり、北部の津軽半島西部地域は四ツ滝山(670m)、大倉岳(677m)、梵珠山(468m)等の低山地帯と砂丘状の台地が発達し、西海岸地域は白神岳(1,232m)、摩須賀岳(1,012m)等の急峻な山岳が海岸線まで迫り、海岸段丘を形成しています。

主な河川は岩木川及びその支流である平川等が津軽平野を北上し、十三湖を経て日本海へ注ぎ、西海岸地帯では赤石川、追良瀬川等が日本海へ注いでいます。

イ 地質・土壌

地質は、岩木火山を起源とする火山砕屑物に覆われた地域と八甲田火山及び十和田火山を起源とする浮石流堆石物に覆われた地域が広く分布し、秋田県境に連なる山地では安山岩質集塊岩、緑色凝灰岩等が主体をなしています。津軽半島の西部地域の丘陵地帯は泥岩が広く分布し、屏風山地帯は砂丘砂、西海岸地帯は泥岩、凝灰岩質砂岩、安山岩等からなります。

土壌は、傾斜の急な山地は褐色森林土が占め、傾斜が緩やかな丘陵地帯には黒色土、屏風山北部は未熟土、西海岸の海岸段丘には黒色土が分布しています。

ウ 気候

気候は多雨多雪で年平均気温は10 前後、年間降水量1,000mm～1,500mmで北西部は冬季を中心に日本海から強い偏西風が吹き込みます。

(2) 社会的経済的背景

ア 土地利用

本計画区の総面積は、33万5千haで県総面積の約35%を占めています。

土地の利用状況は、森林が21万2千haで本計画区の63.2%を占め、次いで田が12.5%、畑が8.7%、その他15.5%となっています。

イ 人口

本計画区の人口は、平成27年の国勢調査によると、42万4千人で県人口130万9千人の32.4%を占めていますが、人口は減少傾向にあります。

ウ 地域産業

本計画区の就業人口は、平成22年の国勢調査によると21万2千人で、その産

業別割合は、第1次産業20.9%、第2次産業19.1%、第3次産業が60.0%となっており、第1次産業の占める割合が比較的高い地域です。

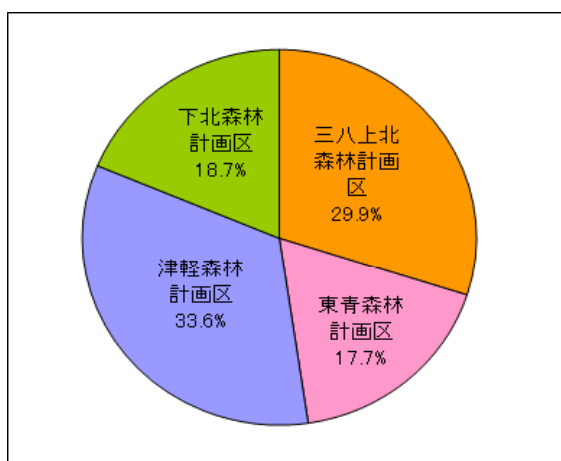
平成25年度における産業別の生産額は、11兆7千億円で、県全体の26.5%を占め、産業別の割合は第1次産業5.4%、第2次産業15.8%、第3次産業78.8%となっています。

(3) 森林計画区的位置付け

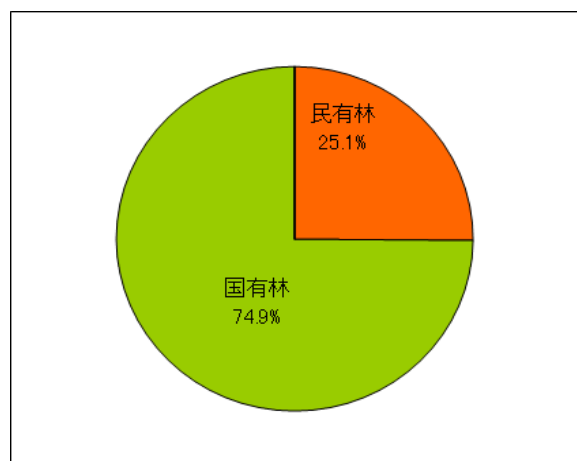
ア 計画区の森林面積

津軽地域森林計画区の森林面積（民国合計）は211,790haで、県内の森林面積の33.6%を占めています。そのうち民有林面積は53,204haとその25.1%で、国有林の割合が非常に多い地域となっています。

森林計画区別面積割合（民国合計）



津軽森林計画区の民国別面積割合



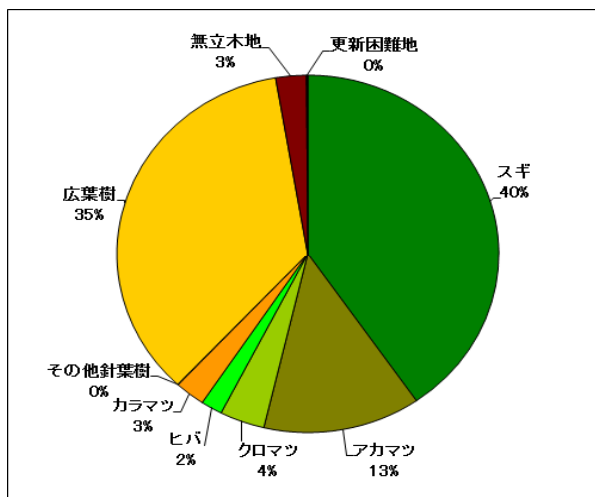
イ 民有林の森林資源

民有林面積53,204haのうち、スギ等の針葉樹が31,001ha（58%）、広葉樹が21,428ha（40%）、無立木地等775ha（1%）となっています。

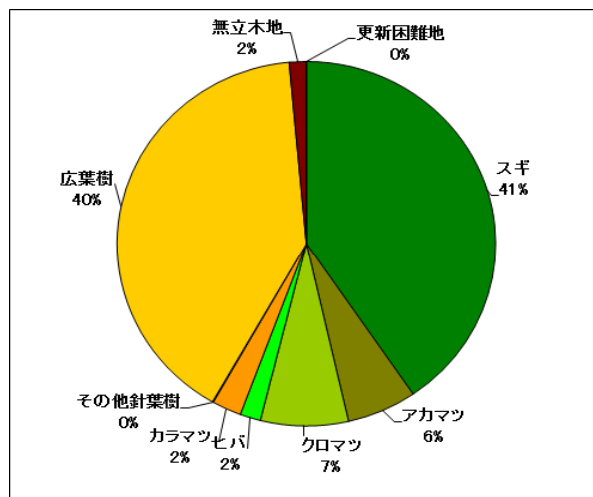
樹種構成では、クロマツの比率が7%と県平均に比較して高くなっています。

森林蓄積は約1,183万m³で、そのうちスギが約696万m³（58.9%）、アカマツが約71万m³（6.0%）、クロマツが約84万m³（7.1%）とスギ人工林の資源量が充実しています。

樹種別面積構成（青森県全体）



樹種別面積構成（津軽森林計画区）



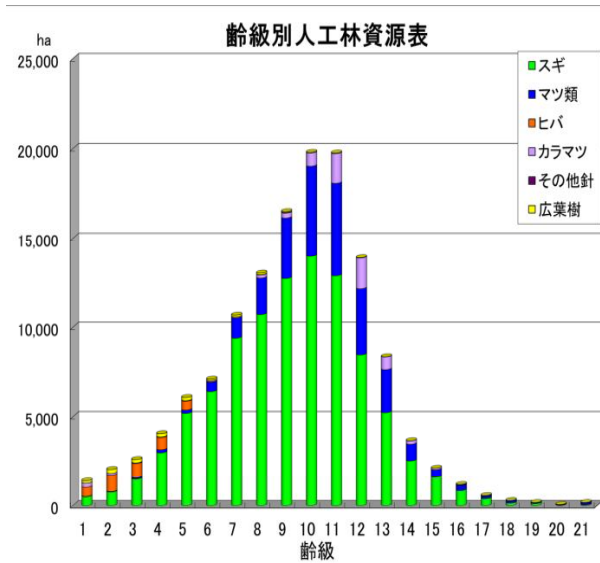
ウ 人工林の齢級構成等

計画区的人工林面積は28,908ha、人工林率は54.3%で県平均56.0%を若干下回っています。

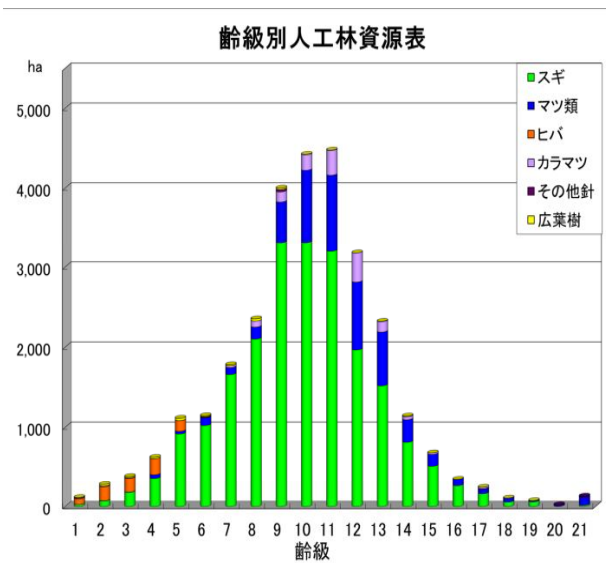
齢級構成は9～11齢級に大きなピークがあり、高齢級に移行してきています。

なお、近年は郷土樹種のヒバの植栽が進み、1～4齢級でのヒバの占める割合が高くなってきています。

人工林の齢級別資源構成（青森県全体）



人工林の齢級別資源構成（津軽森林計画区）

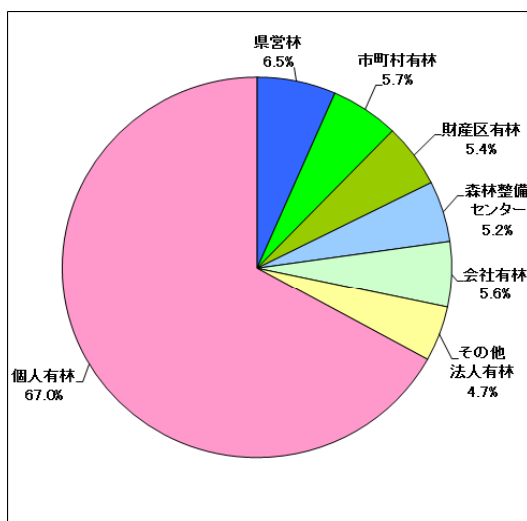


エ 民有林の所有形態

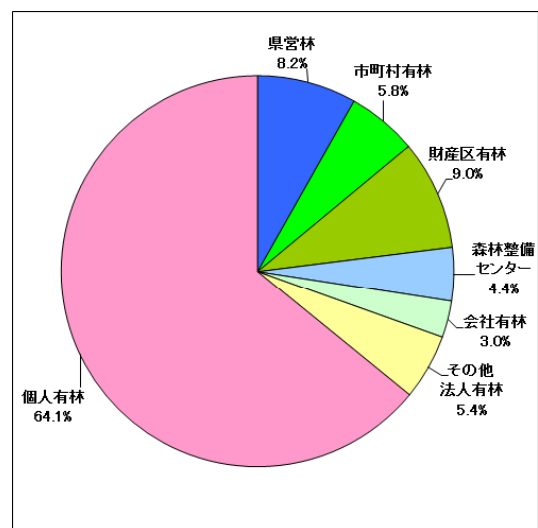
民有林の所有形態は、個人有林が64.1%と最も多い比率を占めています。

県全体と比べると県、市町村、財産区有林などの公有林の割合が高く23.0%を占めています。

所有形態別面積構成（青森県全体）



所有形態別面積構成（津軽森林計画区）



オ 造林、間伐等の森林整備

毎年約10ha程度の人工造林がスギを主体に行われていますが、複層林を目的とした樹下植栽については、ほとんどがヒバで占められています。

間伐は年平均で約830ha実施しており、県全体の約22%を占めています。

森林整備面積（平成25～27年度までの3ヶ年実績の単年度平均値）

人工造林面積												単位ha
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	合計
津 軽	4	1	0	0	3	0	0	0	1	0	2	11
県 計	167	34	0	9	45	0	2	3	19	0	5	285

樹下植栽面積												単位ha
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	合計
津 軽	0	24	0	0	0	1	0	0	0	0	0	26
県 計	0	154	0	0	0	1	0	0	1	0	0	156

更新伐面積		単位ha
津 軽	8	
県 計	48	

間伐面積		単位ha
津 軽	826	
県 計	3,838	

カ 林道網の整備状況

平成27年度末の現況延長は約393kmとなっており、林道密度は7.4m/haで県平均の5.04m/haを上回っています。

キ 森林組合の状況

森林組合は「弘前地方」「北津軽」「つがる」の3森林組合があり、組合員数は合計7,453人で、組合員所有の森林面積は32,931haを占めています。

また、当計画区は生産森林組合が多い地区で、24組合が1,613haの森林を経営しています。

ク 特用林産物の生産量

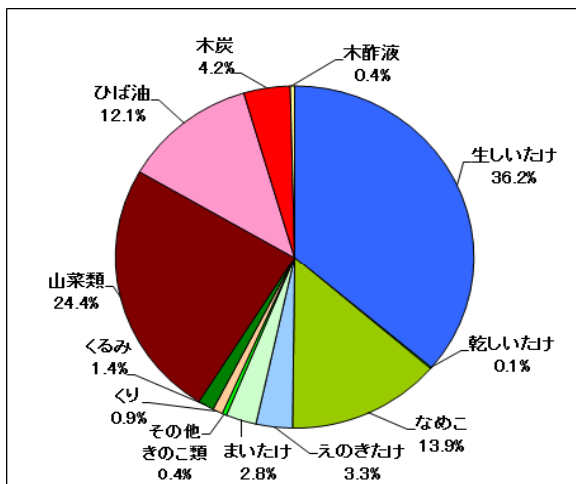
計画区内の主な特用林産物の生産量は平成27年次で「生しいたけ」54t、「えのきたけ」11t、「ひば油」10kl、「木酢液」12klとなっており、それぞれ県全体における生産量の17%、8%、86%、94%となっています。

生産額割合では、ひば油が全体の32%を占めています。

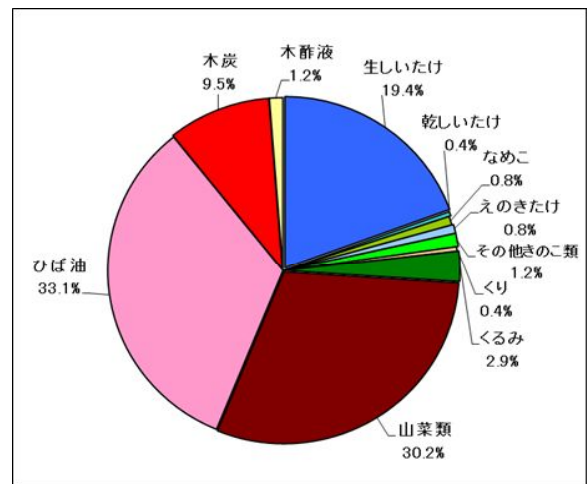
品目	単位	青森県	津軽	比率
生しいたけ	t	319.4	54.0	16.9%
乾しいたけ	t	0.5	0.5	100.0%
なめこ	t	241.5	3.5	1.4%
えのきたけ	t	139.8	10.9	7.8%
まいたけ	t	39.6	-	-
その他きのこ類	t	3.5	3.5	100.0%
くり	t	23.0	3.2	13.9%
くるみ	t	8.7	5.5	63.2%
山菜類	t	229.1	143.3	62.5%
ひば油	k	11.6	10.0	86.2%
木炭	t	214.9	208.6	97.1%
木酢液	k	12.6	11.8	93.7%

〔参考〕

特用林産物の生産額割合（青森県全体）



特用林産物の生産額割合（津軽森林計画区）



2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

伐採立木材積 単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	178	417	595	411	242	653	230.9	58.0	109.7
針 葉 樹	156	417	573	365	242	607	234.0	58.0	105.9
広 葉 樹	22	-	22	46	-	46	209.1	-	209.1

注1 計画欄は、前計画の前半5か年分に対応する計画量

2 実行欄は、計画前の前半5か年分の実行量

平成24年度から平成28年度末(見込)までの前期計画(前半5ヶ年分)における主伐と間伐を合わせた伐採立木材積は、計画量595千m³に対して、実行量653千m³、実行率109.7%となりました。このうち、主伐においては、計画量178千m³に対して、実行量411千m³、実行率230.9%となり、間伐については、計画量417千m³に対して、実行量242千m³、実行率58.0%でした。

この要因として、主伐は、人工林資源の充実や、原木需要の増加により、計画を上回ったものと考えています。一方、間伐は地球温暖化対策等を推進する観点から、高い計画量としたものの、施業の集約化が進まず計画を下回ったものと考えています。

(2) 造林面積

人工造林、天然更新別面積 単位 面積：ha、実行歩合：%

人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
803	59	7.3	528	259	49.1

人工造林は、計画面積803haに対して、実行面積59ha、実行率7.3%、天然更新は、計画面積528haに対して、実行面積259ha、実行率49.1%となりました。

この要因として、人工造林については、長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者が伐採収益を造林経費に再投資できなかつたこと等により、計画を下回ったものと考えています。

また、天然更新については、伐採跡地周辺に種子を供給する森林が少なかつたことや、蔓類の繁茂等が障害となり計画を下回ったものと考えています。

(3) 林道の開設・拡張

林道の開設又は拡張の数量 単位 延長:km、箇所:箇所数、実行歩合:%

区 分		計 画	実 行	実行歩合
開 設	新設延長(km)	75.1	2.9	3.9
	改築延長(km)	13.7	0.4	2.9
拡 張	改良箇所(箇所)	15.0	3.0	20.0
	舗装延長(km)	36.0	0.4	1.1

林道の開設については、新設計画延長75.1kmに対して2.9km、実行率3.9%となり、拡張の改良については15箇所の計画に対して、実行3箇所、実行率20.0%となりました。

この要因として、開設及び拡張ともに、森林の適正な整備を図る上で必要な延長、箇所の計画に対して、事業実施主体である市町村の財政事情による要因や木材価格の長期低迷等による森林所有者の経営意欲の低下等により計画を下回ったものと考えています。

(4) 保安林面積

保安林の面積 単位 面積:ha、実行歩合:%

区 分	計画期末面積	実 績	実行歩合
総 数 (実 面 積)	14,403	13,732	95.3
水源涵 ^{かん} 養のための保安林	4,967	4,775	96.1
災害防備のための保安林	9,369	8,867	94.6
保健、風致保存のための保安林	954	949	99.5

保安林面積は、前期計画目標累計面積14,403haに対して、実績は13,732ha、実行率95.3%となりました。

この要因として、山地災害等から県民の生命、財産を保全する保安林制度に対する理解が深まり、森林所有者等の協力を得られたことにより高い達成率になったものと考えています。

(5) 治山事業の数量

治山事業の数量 単位 箇所:箇所数、実行歩合:%

箇 所		
計 画	実 行	実 行 歩 合
42	36	85.7

治山事業の施行箇所数は、計画42箇所に対して、実行36箇所、実行率85.7%となりました。

この要因として、山地災害等の発生した箇所及び恐れがある地域を中心に計画したものの、緊急性のある箇所を優先的に整備したため施工箇所数が少なくなり計画を下回ったものです。

3 津軽地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給をはじめ、水源の涵養^{かん}や、山地災害の防止、飛砂防備等の快適環境の形成、健康の維持・増進やレクリエーション、景観や風致など文化的な場の提供、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止への貢献など、様々な働きを通じて県民生活の安定と県経済の発展に寄与しており、その多面的な機能の発揮に対する県民の要請は一層強くなっています。

今回の樹立対象となる津軽森林計画区は、これまで積極的に植栽されてきたスギを主体に、七里長浜の防風林に代表されるクロマツや世界遺産白神山地周辺の広葉樹等、多様かつ豊かな森林資源を有しています。

特に、スギを主体とする人工林資源については、利用可能な50年生以上の資源が人工林全体の約60%を占めるなど、今まさに本格的な利用期を迎えています。

こうした中、平成27年度に整備された本計画区内の木質バイオマス発電施設や隣接する計画区の大型木材加工施設が本格稼働をはじめており、これによって、木材資源の有効利用や原木輸送コストの軽減による森林所有者に対する収益の還元が図られるほか、安定生産に伴う林業事業者の経営安定が図られるなど、その効果は、林業・木材産業にとどまらず、地域経済の活性化や農山村の振興に大きく寄与していくものと期待されています。

しかし、これら木材需要の高まりに対応して伐採面積が増加する一方で、林業採算性の悪化から伐採跡地における再生林の放棄が懸念されており、森林の持つ公益的機能の持続的発揮や森林資源の循環利用を図っていくために、積極的に再生林を進めていくことが必要となっています。

また、当管内の深浦町で発生した松くい虫被害やナラ枯れ被害は、新たな箇所での発生を見せるなど、予断を許さない状況となっており、被害地域の拡大防止のため徹底した防除対策が必要であるとともに、近年、目撃が常態化しているニホンジカについては、現在のところ森林被害は確認されていないものの、被害発生を未然に防ぐため、関係機関が一体となって対応していく必要があります。

このような状況の下、森林の有する公益的機能の発揮を図りながら森林資源を効率的に循環利用するため、再生林や間伐等の適切な実施、長伐期化や育成複層林への誘導等の森林整備を推進し、森林の質的・量的充実を図るとともに、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全に努めていくことが求められています。

この計画は、以上のような現状や課題を踏まえ、計画区の自然的、社会的条件、これまでの実績や今後の動向等を勘案して、伐採立木材積、造林面積、林道開設量、治山事業等の計画数量等を定めるほか、計画の達成に向けた条件整備等に関する基本的な事項を明らかにするものです。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○津軽地域森林計画の対象とする森林面積は次のとおりです。

市 町 村 名		面 積 (ha)	備 考
計 画 区 総 数		5 3, 2 0 4	
中南地域県民局 地域農林水産部管内	弘 前 市	8, 5 3 0	
	黒 石 市	5, 6 6 8	
	平 川 市	5, 6 6 3	
	大 鰐 町	5, 2 1 0	
	西 目 屋 村	2, 2 5 6	
西北地域県民局 地域農林水産部管内	五所川原市	6, 0 1 0	
	つ がる 市	2, 9 7 5	
	鱒ヶ沢町	7, 8 3 1	
	深 浦 町	7, 2 2 7	
	鶴 田 町	1 1 9	
	中 泊 町	1, 7 1 5	

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域の民有林とします。

2 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。

3 地域森林計画の対象となる民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①～③までの事項の対象となります。

①森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可

②森林法第10条の7の2第1項に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出

③森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能ごとに、その機能の発揮上から望ましい森林の姿を次のとおりとします。

水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や粉じん等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとします。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐</p>

	<p>等を推進することとします。</p> <p>また、快適な環境の保全のための指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林の生態系が適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林がバランスよく配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する河畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した土壌を有し、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

造林や伐採を当該計画に基づいて実施した場合、計画期末（平成38年度）における森林資源の状態は次のとおりとなります。

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	28,162ha	27,626ha
	育成複層林	998ha	2,591ha
	天然生林	23,270ha	22,213ha
森林蓄積		226m ³ /ha	234m ³ /ha

- 注1 育成単層林とは、森林を構成する樹木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。
- 2 育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層()を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。
- 3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ、維持する森林（未立木地を含む）
「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより複数の階層が生じた状態。

2 その他必要な事項

木材価格の低迷等により、森林施業の放棄が顕在化していることから、森林経営計画の作成を推進して、集約化による計画的かつ効率的な森林の整備及び保安林制度等による適切な森林の保全を推進することとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

ア 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うこととします。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にすることとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

この場合、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとします。

なお、次表の標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

樹種	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
林齢(年)	45	40	40	55	30

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第10条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに花粉症対策品種の植栽を推進することとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法や低コスト施業等を勘案して次のとおり定めることとします。なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として次のとおり定めることとします。

【人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主 な 樹 種	植栽本数(本/ha)
スギ	1,000(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
カラマツ	1,500(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎)～ 4,000(中)～ 5,000(密)
ヒバ	1,500(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎)～ 3,000(中)～ 4,000(密)
キリ	300(疎)～ 450(中)～ 600(密)

- 注 1 保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。
 2 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。
 3 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導により植栽することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の持つ公益的機能の維持及び森林資源の早期回復を図るため、次のとおり定めることとします。

(ア) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工造林によるものとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

(イ) 皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

(ウ) 択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は2年以内）とします。また、必要に応じて植込み等を行うこととします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定めることとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天

然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

更新対象樹種は、郷土樹種や自然の種子散布を勘案し、針葉樹、ブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、センノキ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワとします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 樹種別の期待成立本数

人工造林に準ずるものとし、天然更新すべき立木の本数は、上記アの天然更新対象樹種の期待成立本数（10,000本/ha）の3/10である3,000本/ha（立木度3）とします。

(イ) 天然更新の方法

a 天然下種更新

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

- (a) 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
- (b) 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
- (c) 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。

b ぼう芽更新

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新の完了確認は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は「青森県における天然更新完了基準」（平成21年2月4日制定）に基づき、市町村が作成した基準（県の作成した基準を用いることも可）によることとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において更新を行う際の規範として定めることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した樹種や天然下種更新に必要な母樹又は母樹林の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新の確保が困難な森林は、市町村森林整備計画において定めることとします。

(4) その他必要な事項

ア 伐採後の適正な造林の確保

森林の持つ多面的機能の発揮及び将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

また、森林所有者が再造林に意欲的に取り組めるよう、社会全体で支援する枠組みづくりなどを推進することとします。

イ 低コスト造林の推進

施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地拵え、植栽までを効率的に行う一貫作業システムの導入等により造林の低コスト化を積極的に推進することとします。

ウ 種苗供給体制の強化

優良な種苗を確保し、需要に応じた円滑な造林を推進するため、カラマツや花粉症対策スギの採種園、コンテナ苗の生産施設等の整備など、種苗供給体制の強化を図ることとします。

エ 多様な主体による森林づくり活動の推進

企業等の多様な主体の参加を促進し、社会全体での森林づくり活動を推進することとします。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、既往の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。

また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐の規範として定めることとします。

【主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高	平均直径	材積	
スギ	植栽本数 3,000本 伐期 80年 本数伐採率	3	19	26	37	58		m 28.1	cm 39.8	m ³ 914.6	1 間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を
			31.0	29.8	28.5	27.6					
アカマツ	植栽本数 4,000本 伐期 80年 本数伐採率	3	20	23	31	38	56	24.4	39.1	456.2	利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。
			32.4	32.0	33.0	33.6	30.3				
カラマツ	植栽本数 3,000本 伐期 80年 本数伐採率	3	*11	17	38			22.7	25.9	322.2	2 *は保育間伐とする。
			41.1	38.1	34.0						
広葉樹	天然更新 伐期100年 本数伐採率	2	50	70				20.0	26.6	163.9	
			48.2	48.2							

注1 上の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

2 下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うこととします。

3 育成複層林施業にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）にあつては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うこととします。

4 森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実施を図ることとします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り及び除伐とし、林木の生育促進及び林分の健全化を図ることとします。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

下刈りに当たっては、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、適時適切な作業法により行うこととし、その実施時期及び回数については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐（保育間伐を含む）

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

除伐に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めることとします。

【樹種別の保育の標準的な方法】

樹種	種類	林 齢																				施行回数			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	年数	回数	
スギ	下刈り	○	◎	○	○	○	△	△	△															8	9
	除 伐												○											1	1
	枝打ち												○							○		△		3	3
ギ	つる切り																							適 宜	
	雪起こし等																							適 宜	
アカマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																6	7	
	除 伐												△											1	1
	つる切り																							適 宜	
カラマツ	下刈り	○	◎	○	○	○	△																6	7	
	除 伐											○											1	1	
	つる切り																							適 宜	
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	△	△	△													10	10	
	除 伐													○									1	1	
	つる切り																							適 宜	
バ	雪起こし等																							適 宜	

注 下刈りの◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。

(3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めることとします。

また、間伐については、低コスト施業や集約化を進め、自然の地形を活かした路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な低コスト作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法は、市町村森林整備計画において当該区域及び施業方法を定める際の規範として定めることとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源涵養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能維持増進森林）」を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、重複も含めて設定することとします。

【各機能別の区域の設定基準】

水源 ^{かん} の涵養の機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源 ^{かん} 地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林で、水源 ^{かん} 養保安林、干害防備保安林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林で、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等
快適な環境の形成の機能	日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林で、風害・水害・干害等の防備保安林等
保健文化機能	史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健保安林、風致保安林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林

注 生物多様性保全機能については、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林や希少な生物が生息・生育する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養^{かん}の機能

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の規模の縮小や分散をするほか、伐期の長期化を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

また、特に、機能の発揮が求められる森林の伐採は、適切な伐区の形状・配置とすることとします。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、機能の維持発揮のために継続的な維持管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導することとします。

なお、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林を次のとおり定めることとします。

次の条件のいずれかに該当する森林

(a) 地形

- ・ 標高の高い地域
- ・ 傾斜が急峻な地域
- ・ 谷密度の大きい地域
- ・ 起伏量の大きい地域
- ・ 溪床又は河床勾配の急な地域
- ・ 掌状型集水区域

(b) 気象

- ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域
- ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

(c) その他

- ・ 大面積の伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能

a 育成単層林

伐採に伴う皆伐面積の縮小や分散をするとともに、長伐期施業を行うこととします。また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林について、育成複層林に誘導する場合は、択伐による複層林施業を行うこととします。

b 育成複層林

特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については、樹下植栽等を実施して複層林施業を行うこととします。

c 天然生林

森林施業の方法は（ア）のCの天然生林と同様とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、当該樹種の保残又は後継樹の確保、若しくは植栽を行うこととします。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとし（1）の機能と重複する場合には、公益的機能の発揮に支障がないように努めることとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ることとします。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期の伐採を行うとともに、確実な更新を図ることとします。

また、一般用材生産を目標とする場合は、伐採の方法は皆伐、良質材生産の場合は択伐を基本とし、第3の2に示す植栽による確実な更新、同3の保育及び間伐等の実施、同5の路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、急傾斜地やせき悪地等に生育する森林については、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導することとします。

(イ) 育成複層林

森林施業の方法は、(1)のイの(イ)のbの育成複層林と同様とし、一般用材又は良質材の生産を目標とする場合の伐採の方法は択伐とし、適切な伐区の形状・配置等により長伐期施業も導入することとします。

(ウ) 天然生林

天然生林として維持するものとし、一般用材の生産を目標とする場合は、長伐期施業を導入するとともに、伐採の方法は択伐とし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材生産が可能な資源構成となるよう努めることとします。

なお、造林等の施業の方法は、育成単層林又は育成複層林に準じます。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的にかつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた、低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質に応じた林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

【基幹路網の現状】(H. 28. 3. 31現在) 単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	175	393.1
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度を次の表のとおり定めることとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】 単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、林道や公道を幹線として、森林経営計画区域及び当該区域の木材搬出エリアを勘案して、(2)の路網密度及び作業システムに適合するように設定することとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

ア 林道

林道の開設等に当たっての規格・構造については、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）によることとします。

イ 林業専用道

林業専用道は、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供することから、森林施業のポイントや森林作業道との分岐点等を考慮しながら、地形・地質の安定している箇所を通過するよう選定するとともに、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じたものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県林業専用道作設指針」（平成23年3月18日制定）に則り開設することとします。

ウ 森林作業道

森林作業道は、土工量の縮減を通じた作設経費の抑制を図る観点等から、作業システムに応じた必要最小限の規格とするものとし、地形や地質等の自然条件を勘案し、路線を選定するとともに、林業機械（2トン積程度のトラックを含む）の走行を想定したものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県森林作業道作設指針」（平成23年5月18日制定）に則り開設することとします。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林とします。

※当計画区では該当ありません。

(6) その他必要な事項

伐採木の集積場として使用する土場については、集材距離や搬出の効率性等を考慮し、適切に配置することとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者等への普及・啓発活動を強化し、森林施業の委託を推進するものとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業体に対する、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体に対して情報の提供や助言、あっせん等を行うことで、森林経営の受委託を推進することとします。

イ 森林施業の共同化に関する方針

津軽流域林業活性化センター等を活用して、森林所有者等の合意形成、施業実施協定の締結の促進等を行うことにより、共同して行う森林施業の推進体制を整備することとします。

また、森林所有者等からの施業の受託の促進及び、森林組合等施業を受託する者による森林施業の共同化を推進することとします。

ウ 国有林との連携

民有林と国有林の連携による路網整備等の基盤整備とともに、伐採から植栽、保育、間伐に至る森林整備を推進することとします。

また、路網整備や森林整備における技術交流を促進することとします。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化及び他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善を推進するとともに、青森県林業労働力確保支援センターによる県内外からの林業就業相談対応や、青森県森林組合連合会が国の「緑の雇用事業」を活用して実施している担い手育成のための研修等と連携を図りながら、キャリア形成を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体の経営方針の明確化、事業量の安定的確保、合併・協業化等事業の合理化等による経営体質の強化を推進することとします。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、環境負荷の低減にも配慮しつつ、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入を促進することとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの一般的な目標は次のとおりとします。

地形	平均集材距離 (路網密度)	機械作業システム			
急傾斜地	～25m (175m/ha～)	(伐木) チェンソー ハーベスタ+チェンソー	(木寄せ) ⇒ グラップル ⇒ ハーベスタ	(造材) ⇒ プロセッサ ⇒ ハーベスタ	(集材) ⇒ フォワーダ ⇒ フォワーダ
	～100m (44m/ha～)	(伐木) チェンソー	(集材) ⇒ スイングヤーダ	(造材) ⇒ プロセッサ	
	～200m (22m/ha～)	(伐木) チェンソー	(集材) ⇒ タワーヤーダ	(造材) ⇒ プロセッサ	
	200m～ (～22m/ha)	(伐木) チェンソー	(集材) ⇒ 集材機	(造材) ⇒ プロセッサ	
緩傾斜地		(伐木) ハーベスタ	(造材) ⇒ ハーベスタ	(集材) ⇒ フォワーダ	

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、取扱量や多様な需要に対応できるよう原木市場を相互に結ぶ情報ネットワークや、原木を山土場から直接加工側へ搬送するシステムを構築し、品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる体制を整備するとともに、原木市場及び加工施設の整備を推進することとします。

(5) その他必要な事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進し、林業への新規就業と必要な知識・技術の習得等を推進することとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切取り、盛土を行う場合は、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用、森林の現況、土地の形質の変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずることとします。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、森林の土地の保全に留意すべき事項及び所在について、次のとおり定めます。

単位 面積:ha

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区			
総数		14,701		
弘前市	旧弘前市3,7~15,19,46~50,52~57,59~69,71,73,74,76~78,124,128,129,131,132 旧岩木町1~4,9,10,19,22~24,30 旧相馬村87-2,88,98~102,105,107~113,115,116,121,123	2,027	水源涵養、土砂流出防止等の機能を維持増進するため、森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊の防止を厳守するものとして、伐採にあ	水かん 1,571 土流 191 土崩 11 防風 19 雪崩 7 保健 125 風致 18 砂防 76 急傾斜 9
黒石市	177-2,180~184,189~195-1,196~198,202,203,207,209,211~213,219,221~224,226~228-1,228-2,229~233,235,236,240~248,250,251	1,315	たっては択伐、小区画皆伐、等高線方向の交互帯状皆伐等の適正な施業が望ましい。	水かん 1,110 土流 78 土崩 19 干害 10 雪崩 35 保健 40 風致 9 砂防 12 急傾斜 2

単位 面積:ha

所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町村	地区				
平川市	旧平賀町256～264,273～278,283,288-2～288-5,290,291-1,291-3,291-4,292-1,292-2,293～304,306～309	1,962	水源涵養、土砂流出防止等の機能を維持増進するため、森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊の防止を厳守するものとして、伐採にあたっては択伐、小区画皆伐、等高線方向の交互帯状皆伐等の適正な施業が望ましい。	水かん	1,425
				土流	213
大鰐町	1,6,10,13,14,16～25,27,29～31,34～37,40,45,46,51,52,54,56,59,61～64,69,72,74～76,78,79	721		土崩	18
				干害	4
西目屋村	134～136,139,140,143～147,149,150,152,153,155～163,166	500		雪崩	10
				保健	274
五所川原市	旧五所川原市59-1,72-1,78,79,81,82,84～87,89,92～96,98～108,111～113 旧金木町43,44,45-2,47～49,51-1,51-2,54,55,58 旧市浦村5-1,5-2,6-2,7,8-1,8-2,9～11,12-1,12-2,14,15	1,964		砂防	12
				急傾斜	6
つがる市	旧木造町56～63,66,68～71,74,75,77,79,81,83～85,87,89～93,95～105 旧森田村158,160-1,160-2,161,163 旧車力村2～7,9～16,18～26,28～32	2,236		水かん	88
				土流	587
鱒ヶ沢町	1,3～5,10～15,18～21,24,25,27,28,30,32～35-1,35-2,36,38～40,42～48,50,51,53～55,57～60,63～65,67～80	2,437		土崩	4
				飛砂	4
深浦町	旧深浦町1,9～13,16-1,16-2,23,24,27～29,32,34,37,38,39,40,41-2,41-3,44,45,47～52,55,56,59 旧岩崎村62,63,65-2,67,70～83	788		雪崩	2
				砂防	32
				防火	98
				保健	51
				砂防	73
				急傾斜	67
				土流	464
				土崩	11
				飛砂	11
				防風	54
				落石	3
				防火	6
				保健	143
				砂防	94
				急傾斜	2

所 在		面 積	留意すべき事項	単位 面積:ha	
市町村	地 区			備 考	
鶴田町	114, 115	103		防風	60
				保健	43
中泊町	旧中里町16～19, 21～28, 32, 35, 37～41 旧小泊町2-1, 2-1, 3, 4	648		土流	599
				土崩	1
				防風	0
				干害	13
				砂防	24
				急傾斜	11

注1 制限林の種類名の略字は下記のとおりである。

水かん = 水源かん養保安林 土流 = 土砂流出防備保安林 土崩 = 土砂崩壊防備保安林
 防風 = 防風保安林 干害 = 干害防備保安林 雪崩 = なだれ防止保安林
 防火 = 防火保安林 保健 = 保健保安林 風致 = 風致保安林
 砂防 = 砂防指定地 急傾斜 = 急傾斜地崩壊危険区域

2 備考欄の数字は重複する制限林面積です。

3 森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するもので、その詳細は森林簿によります。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

当計画区では該当ありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

地域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等を目的とした保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保します。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区は、水源の涵養、土砂の流出防備、飛砂の防備等の保安林の目的を達成するため、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認められるときに、その事業を行うのに必要な限度において指定します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

森林の維持造成を通じて、自然災害から地域住民の生命・財産を守り、県土の保全を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を行います。

また、関係機関の連携した取組みや地域における避難体制の整備など減災に向けた効果的な対策を講じるとともに、コスト削減や豊かな環境づくりにも配慮します。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる特定保安林のうち、早急な施

業を実施する必要がある森林を要整備森林とし、森林の現況等に応じて必要な施業を行うこととします。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するには、地元住民の理解・協力が不可欠であることから、保安林制度の一層の普及啓発と浸透に努めるとともに、標識の設置・更新等を適正に行います。

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針は、市町村森林整備計画において当該区域及び当該区域内の鳥獣害の防止の方法を定める際の規範として定めることとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、被害防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するとともに、県の関係機関の他、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、防護柵や幼齢木保護具等の対策が、対象鳥獣の被害防止に有効かつ適切に実施されているか確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、森林組合や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

本計画区の深浦町において確認されている松くい虫被害やナラ枯れ被害については、被害地域以外への拡大を防止するため、被害木の駆除を徹底するほか、被害木の早期発見のための巡視活動の強化など、関係機関と連携し、効果的かつ迅速に取り組むとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発にも努めることとします。

また、被害予防対策として、媒介虫の行動期におけるマツやナラの伐採は避けることとします。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)

本計画区において、鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、近隣県で被害が報告されているニホンジカを目撃情報が、本計画区でも増加していることから、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、目撃情報の収集に努め、適切に対応することとします。

一方で、野生鳥獣との共存にも配慮し、実の成る広葉樹を育成した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図ることとします。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林火災予防巡視員等との連携による森林巡視の強化、山火事防止パレードや県のホームページを利用した山火事防止の啓発活動を進めます。

また、森林所有者等が、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う必要があることから、普及啓発に努めることとします。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び森林の利活用に供する施設の整備を一体的かつ計画的に推進することとします。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域の設定にあたっては、次の要件をすべて満たしている森林を対象とすることとします。

なお、区域の基準は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域を定める際の規範として定めることとします。

ア 湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林

イ 地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設とを一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当である森林

ウ 森林施業の担い手が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能である森林

2 保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の他、水源の涵養及び^{かん}国土保全等の機能の増進を補完する役割があることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、施業の方法に関する指針は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域内の施業を行う際の規範として定めることとします。

3 保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。また、施設の設置等に当たっては、森林の有する諸機能に著しい支障を与えないよう配慮することとします。

なお、保健施設の整備の指針は、市町村森林整備計画において行う際の規範として定めることとします。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の交通安全等の確保に留意することとします。

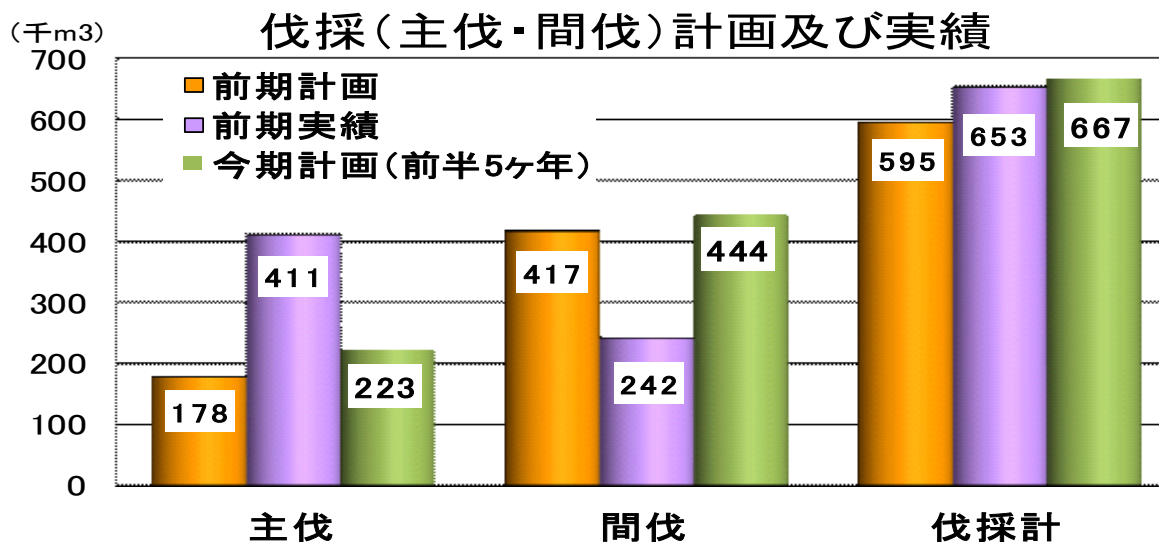
なお、保健機能森林の設定、整備等に当たっては、当該森林により確保されてきた自然環境の保全や国土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 伐採立木材積（今期計画）

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1,339	1,224	115	458	343	115	881	881	—
前半5ヶ年 の計画量	667	611	56	223	167	56	444	444	—



(今期計画の考え方)

今期計画では、森林資源が利用期を迎えていることや、本計画区の木質バイオマス発電施設や隣接する計画区の大規模木材加工施設の本格稼働、森林資源の保続等を踏まえた間伐の積極的な推進などから、主伐と間伐を合わせた伐採量を前期計画と比較し12%増としています。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐 面 積
総 数	18,200
前半5カ年の計画量	9,178

(今期計画の考え方)

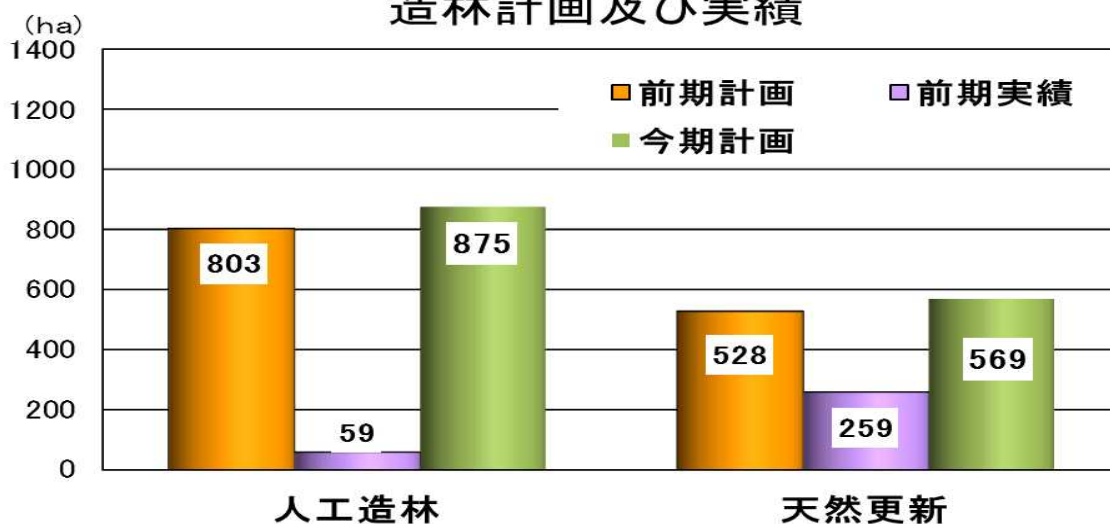
今期計画は、上記伐採立木材積（間伐）をヘクタール当たりの平均伐採材積量（間伐）で除した値としています。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,757	1,197
前半5カ年の計画量	875	569

造林計画及び実績



(今期計画の考え方)

今期計画は、伐採計画の増加を考慮し、前期計画と比較し、人工造林においては、9%増、天然更新においては8%増としています。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

[開設]

単位 延長km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		弘前市	中森行	2.1	40	○	1-1	
			〃	清水沢	0.6	143	○	1-2	
			〃	堂ヶ平	3.6	44		1-3	
			〃	長坂	3.4	15	○	1-4	
			〃	鷺ノ巣	10.0	1,150	○	1-5	
	小計	5路線	19.7	1,392	4箇所				
開設	自動車道		大鰐町	釜の沢	1.1	30	○	1-6	
			〃	深沢	1.7	47		1-7	
			〃	虹貝新田	4.8	87		1-8	
			〃	早高	2.4	200		1-9	
			〃	田の沢	2.4	173	○	1-10	
			〃	小谷	1.7	48	○	1-11	
		指定林道	〃	三ツ目内・ 高野新田	9.0	1,044	○	1-12	
	小計	7路線	23.1	1,629	4箇所				
開設	自動車道		西目屋村	深沢村市	3.4	28	○	1-13	
			〃	ハヤリ沢	2.5	107	○	1-14	
			〃	鬼川辺	2.2	80	○	1-15	
			〃	大秋	3.4	121	○	1-16	
			〃	第3大秋	1.5	25	○	1-17	
			〃	山内	1.4	21		1-18	
			小計	6路線	14.4	382	5箇所		
開設	自動車道		平川市	稲荷平	18.3	285		1-19	
			〃	脇ノ沢	2.4	48		1-20	
			〃	赤石沢	1.3	37	○	1-21	
			〃	外白沢	2.0	38	○	1-22	
			〃	小落前	2.5	55	○	1-23	
			〃	碓沢	9.6	50		1-24	
			〃	白沢	1.8	42	○	1-25	
	小計	7路線	37.9	555	4箇所				
開設	自動車道		五所川原市	味噌ヶ沢	5.5	127	○	2-01	
		指定林道	〃	前田野目馬神	5.0	486	○	2-02	
			〃	一二本ヤス	5.0	150		2-03	
		林業専用道	〃	脇元	1.1	31		2-04	
		林業専用道	〃	神山北	1.6	38	○	2-05	
		林業専用道	〃	前田野目山	1.7	40	○	2-06	
			小計	6路線	19.9	872	4箇所		
開設	自動車道		鱒ヶ沢町	第二野脇	2.5	169		2-07	
		林業専用道	〃	八景森西	1.1	28		2-08	
		林業専用道	〃	一ッ森北	0.9	25		2-09	
		林業専用道	〃	姥袋西	1.4	32		2-10	
		林業専用道	〃	津軽沢南	4.0	46	○	2-11	
	小計	5路線	9.9	300	1箇所				
開設	自動車道		中泊町	小泊	0.8	13		2-12	
			〃	板割	1.7	21	○	2-13	
		林業専用道	〃	尾別	0.8	14		2-14	
		林業専用道	〃	高根北	1.3	22	○	2-15	
			小計	4路線	4.6	70	2箇所		
開設	自動車道		深浦町	丸山公園	1.5	30		2-16	
			〃	松原	3.0	299		2-17	
			〃	小浜館	2.0	50		2-18	
			〃	成瀬	2.0	68		2-19	
			〃	松神黒崎	7.8	550		2-20	
		指定林道	〃	黒崎大間越	7.5	529	○	2-21	
		林業専用道	〃	北金ヶ沢南	1.1	25		2-22	
		林業専用道	〃	広戸西	0.9	21		2-23	
		林業専用道	〃	桶の平西	1.4	29		2-24	
		林業専用道	〃	上長慶平	1.7	31	○	2-25	
			〃	築棒沢宮崎	2.5	67	○	2-26	
	小計	11路線	31.4	1,699	3箇所				
開設計				51路線	160.9	6,899	27箇所		

[開設(改築)]

単位 延長km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設(改築)	自動車道		弘前市	天王沢	1.9	81		1-26	
			"	編笠森	4.0	101		1-27	
			小計	2路線	5.9	182			
開設(改築)	自動車道		平川市	稻荷平	1.7	285	○	1-28	
			小計	1路線	1.7	285	1箇所		
開設(改築)	自動車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	3.5	341	○	2-02	
			小計	1路線	3.5	341	1箇所		
開設(改築)	自動車道		鱒ヶ沢町	中清水崎	1.2	110		2-27	
			"	土倉山	4.0	206		2-28	
			"	派立	3.1	77		2-29	
			小計	3路線	8.3	393			
開設(改築)	自動車道		中泊町	高根	2.9	162		2-30	
			小計	1路線	2.9	162			
開設(改築)	自動車道		深浦町	柳田桜沢	1.6	91		2-31	
			"	横磯	1.5	78	○	2-32	
			"	浜野	3.7	131		2-33	
			"	山科	1.5	51		2-34	
			小計	4路線	8.3	351	1箇所		
開設(改築)計				12路線	30.6	1,714	3箇所		

[拡張(改良)]

単位 箇所数:箇所、面積ha

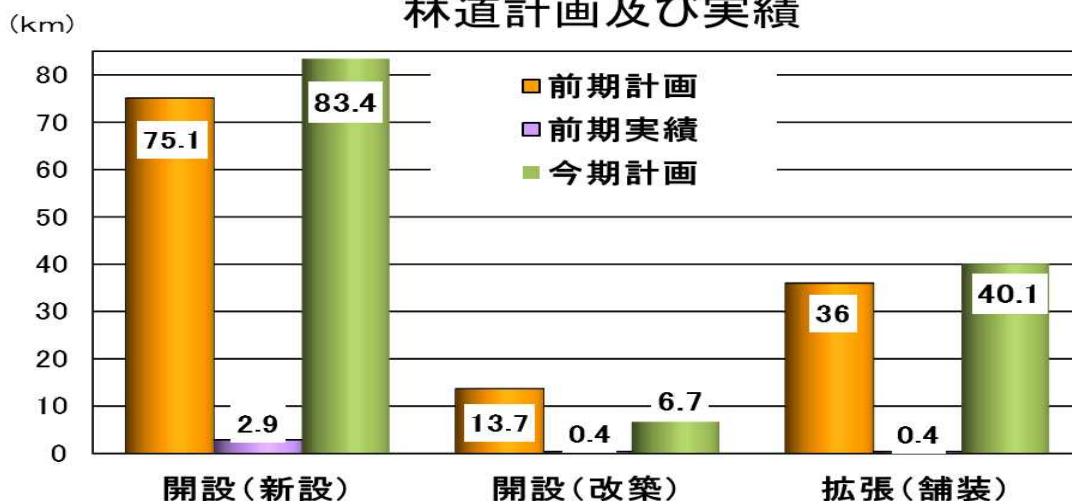
開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道		黒石市	上十川大川原	3.0	1,271	○	1-29	
			"	佐山	1.0	275	○	1-30	
			"	池の平	1.0	32	○	1-31	
			"	大沢	2.0	120	○	1-32	
			"	田代平	1.0	77	○	1-33	
			小計	5路線	8.0	1,775	5箇所		
拡張(改良)	自動車道		大鰐町	沢田	25.0	535	○	1-34	
			"	早高	10.0	200	○	1-35	
			"	山月沢	10.0	100	○	1-36	
			小計	3路線	45.0	835	3箇所		
拡張(改良)	自動車道		弘前市	滝の沢	5.0	149		1-37	
			小計	1路線	5.0	149			
拡張(改良)	自動車道		西目屋村	ハヤリ沢	2.0	107		1-38	
			"	水上	3.0	29	○	1-39	
			"	春秋	10.0	52	○	1-40	
			"	大秋	5.0	121		1-41	
			"	白沢川	5.0	162		1-42	
			小計	5路線	25.0	471	2箇所		
拡張(改良)	自動車道		平川市	白手山	5.0	90	○	1-43	
			"	古懸	8.0	134	○	1-44	
			小計	2路線	13.0	224	2箇所		
拡張(改良)	自動車道		五所川原市	神山	1.0	263		2-35	
			"	中の沢	1.0	116		2-36	
			"	戸沢	1.0	138	○	2-37	
			"	喜良市	1.0	105		2-38	
			小計	4路線	4.0	622	1箇所		
拡張(改良)	自動車道		中泊町	鮫貝	1.0	26	○	2-39	
			"	大山長根	1.0	72		2-40	
			小計	2路線	2.0	98	1箇所		
拡張(改良)	自動車道		鱒ヶ沢町	津軽沢	1.0	573	○	2-41	
			"	津軽沢	2.0	573		2-41	
			"	長間瀬	1.0	116	○	2-42	
			小計	3路線	4.0	1,262	2箇所		
拡張(改良)計				25路線	106.0	5,436	16箇所		

[拡張(舗装)]

単位 延長:km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
拡張(舗装)	自動車道		大鰐町	沢田	3.2	535	○	1-45	
			〃	早高	4.0	200	○	1-46	
		指定林道	〃	三ツ目内・ 高野新田	9.0	1,044	○	1-12	
		小計	3路線	16.2	1,779	3箇所			
拡張(舗装)	自動車道		平川市	稲荷平	9.0	285	○	1-47	
	小計	1路線	9.0	285	1箇所				
拡張(舗装)	自動車道		弘前市	籠九枚	1.2	321		1-48	
			〃	滝の沢	5.9	149		1-49	
		小計	2路線	7.1	470				
拡張(舗装)	自動車道		西目屋村	水上	1.0	29	○	1-50	
			〃	春秋	3.9	52	○	1-51	
			〃	大秋	2.0	121		1-52	
			〃	白沢川	2.0	162		1-53	
		小計	4路線	8.9	364	2箇所			
拡張(舗装)	自動車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	8.5	827	○	2-02	
		小計	1路線	8.5	827	1箇所			
拡張(舗装)	自動車道		中泊町	大山長根	0.5	72		2-43	
			〃	高根	2.9	162		2-44	
		小計	2路線	3.4	234				
拡張(舗装)	自動車道		鱒ヶ沢町	姥袋	0.1	791		2-45	
			〃	八景森	0.4	414		2-46	
			〃	中清水崎	1.2	110		2-26	
			〃	土倉山	4.0	206		2-27	
			〃	派立	3.1	77		2-28	
		小計	5路線	8.8	1,598				
拡張(舗装)	自動車道		深浦町	石動	2.8	109		2-47	
			〃	立山	2.1	176		2-48	
			〃	柳田桜沢	1.6	91		2-31	
			〃	横磯	1.5	78	○	2-32	
			〃	浜野	3.7	131		2-33	
			〃	山科	1.5	51		2-34	
		小計	6路線	13.2	636	1箇所			
拡張(舗装)計				24路線	75.1	6,193	8箇所		

林道計画及び実績



(今期計画の考え方)

今期計画は、林道整備を取り巻く環境が厳しい状況を考慮しつつも、森林施業の集約化や森林の適正な管理を進める上での必要性を鑑み、前期計画と比較し、開設(新設)、拡張(舗装)ともに11%増としています。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

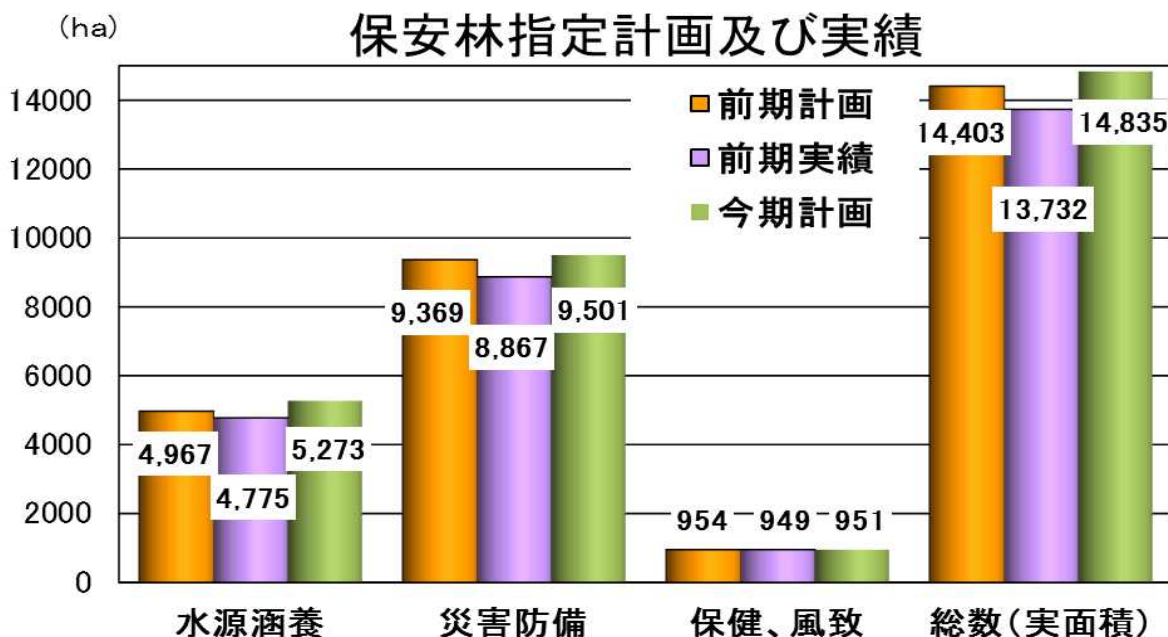
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5か年の計画	備考
		面積	
総数（実面積）	15,141	14,835	
水源涵養のための保安林	5,434	5,273	
災害防備のための保安林	9,636	9,501	
保健、風致の保存等のための保安林	957	951	

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しません。



(今期計画の考え方)

今期計画は、引き続き保安林の指定を推進し、森林の保全を確保していく必要があるため、前期計画と比較し、総数（実面積）において3%増としています。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5カ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考			
		市町村	区域							
指定	水源かん養保安林	弘前市	薬師堂	32	25	水源のかん養				
			十面沢	30	26					
			十腰内	24	20					
			東岩木山	15	10					
			水木在家	65	54					
			小計	166	135					
		黒石市	沖浦	55	50					
			小計	55	50					
		平川市	唐竹	100	80					
			小国	150	90					
			切明	53	43					
			古懸	85	60					
		深浦町	深浦	50	40					
			小計	50	40					
				計	659			498		
		指定	土砂流出防備保安林	弘前市	兼平			40	36	土砂の流出の防備
如来瀬	50				45					
石川	50				40					
小沢	40				30					
湯口	60				52					
黒石市	板留			50	40					
	小計			50	40					
平川市	葛川			40	35					
	小計			40	30					
大鰯町	虹貝			26	16					
	早瀬野			25	20					
	居士			35	30					
	小計			86	66					
五所川原市	飯詰			40	35					
	嘉瀬			20	15					
	太田山の井			40	35					
鱒ヶ沢町	小計			100	85					
	中村町			40	30					
深浦町	小計			40	30					
	沢辺			28	25					
深浦町	田野沢			50	40					
	追良瀬			40	30					
	小計			118	95					
中泊町	深郷田			55	40					
	薄市			40	30					
	小計			95	70					
				計	769	619				
指定	保健保安林	黒石市	南中野	8	2	公衆の保健				
			計	8	2					

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の変 更面積	択伐率の変更 面積	間伐率の変更 面積	植栽の変更 面積
水源涵養のための保安林	—	—	193	193	193
災害防備のための保安林	—	—	4,254	4,254	4,254
保健、風致の保存等のため の保安林	—	—	388	388	388
計	—	—	4,835	4,835	4,835

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

※当計画区では該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

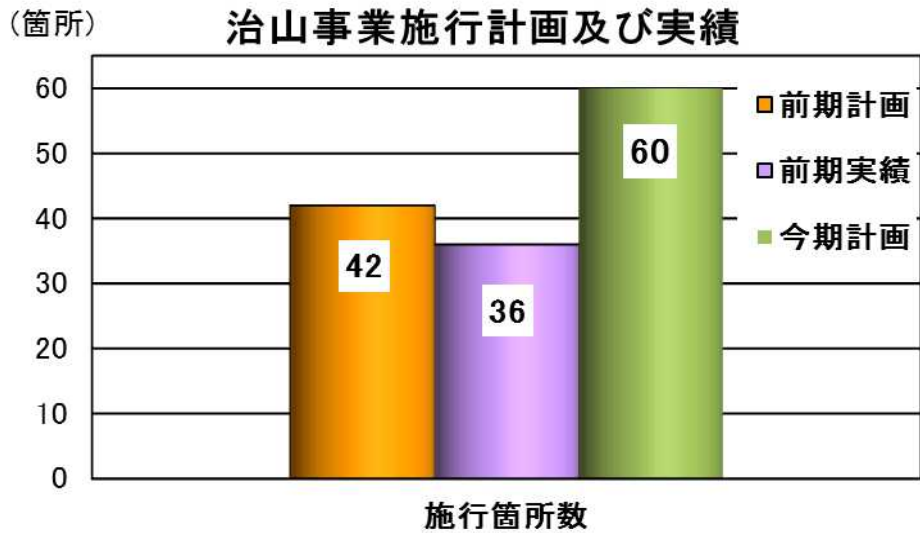
単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5か年の計 画地区数		
弘前市	松木平	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
弘前市	小栗山	1	1	溪間工、山腹工、地すべり防止工	
弘前市	大沢	1	1	溪間工、山腹工	
弘前市	紙漉沢	1	1	山腹工	
弘前市	藍内	1	1	溪間工、山腹工、地すべり防止工	
弘前市	石川	1	1	溪間工	
弘前市	小沢	1	1	溪間工	
弘前市	如来瀬	1	1	溪間工、山腹工	
弘前市	湯口	1	1	山腹工	
弘前市		2		山腹工、溪間工、本数調整伐	
小計		11	9		
黒石市	浅瀬石	1	1	山腹工、溪間工	
黒石市	大川原	1	1	溪間工	
黒石市	南中野	1	1	山腹工	
黒石市	板留	1	1	山腹工、溪間工	
黒石市	乙高原	1	1	山腹工	
黒石市	二庄内	1	1	山腹工	
黒石市		2		山腹工、溪間工、本数調整伐	
小計		8	6		
平川市	葛川	1	1	山腹工	
平川市	小国浅瀬石山	1	1	山腹工	
平川市	尾崎黒倉沢	2	1	山腹工、谷止工、本数調整伐	
平川市	小国川原田	1	1	谷止工	
平川市	切明山下	1	1	山腹工、溪間工	
平川市	唐竹石倉	1	1	溪間工、地すべり防止工	
平川市		3		山腹工、溪間工、本数調整伐	
小計		10	6		

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5か年の計画地区数		
大鰐町	唐牛	1	1	溪間工、本数調整伐	
大鰐町	長峰	1	1	山腹工	
大鰐町	東田	1	1	溪間工	
大鰐町	中熊沢	1	1	溪間工	
大鰐町		2		山腹工、本数調整伐	
小計		6	4		
西目屋村	山内	1	1	溪間工、山腹工	
西目屋村	名坪平	1	1	溪間工	
西目屋村		1		山腹工、溪間工、本数調整伐	
小計		3	2		
五所川原市	原子	1	1	本数調整伐、下刈工	
五所川原市	野里	1	1	下刈工	
五所川原市	松野木	2	1	溪間工、山腹工、複層林造成、下刈工	
五所川原市	磯松	2	2	本数調整伐、根固工	
五所川原市	十三	2	2	植栽工、本数調整伐、防潮護岸工、消波工	
五所川原市	飯詰	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐、下刈工	
五所川原市		4		溪間工、山腹工、本数調整伐、下刈工	
小計		13	8		
つがる市	館岡	1	1	本数調整伐	
つがる市	出来島	2	1	消波工、本数調整伐	
つがる市	吹原	2	2	植栽工、本数調整伐、下刈工	
つがる市	筒木坂	1	1	本数調整伐	
つがる市	豊富町	1	1	本数調整伐	
つがる市	富蒔町	1	1	本数調整伐	
つがる市	牛潟町	1	1	本数調整伐	
つがる市	越水	1	1	植栽工	
つがる市		2		本数調整伐	
小計		12	9		
鱒ヶ沢町	南金沢町	1	1	雪崩防護工	
鱒ヶ沢町	北浮田町	2	1	山腹工、植栽工、本数調整伐	
鱒ヶ沢町	芦蒔町	2	1	山腹工、溪間工	
鱒ヶ沢町	種里町	1	1	溪間工、山腹工、下刈工	
鱒ヶ沢町	鬼袋町	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
鱒ヶ沢町	小森	1	1	山腹工	
鱒ヶ沢町		3		溪間工、山腹工、本数調整伐	
小計		11	6		
深浦町	追良瀬	2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
深浦町	長慶平	2	1	溪間工、山腹工、地すべり防止工、本数調整伐	
深浦町	黒崎	2	1	防風工、本数調整伐	
深浦町	北金ヶ沢	1	1	山腹工	
深浦町	麩木	1	1	本数調整伐	
深浦町	広戸	1	1	本数調整伐	
深浦町	風合瀬	1	1	本数調整伐	
深浦町		2		溪間工、山腹工、本数調整伐	
小計		12	7		
中泊町	高根	2	1	溪間工、山腹工、複層林造成	
中泊町	深郷田	1	1	下刈工	
中泊町	大沢内	1	1	本数調整伐、下刈工	
中泊町		2		溪間工、山腹工、本数調整伐	
小計		6	3		
前期計画小計		60	60		
後期計画小計		32			
合計		92			

注1 治山事業施行地区数は実施箇所を林班単位で取りまとめた数量です。

2 期間の前期(平成29～33年度)計画は該当する地名を記載し、後期(34～38年度)計画は市町村名のみを記載しています。



(今期計画の考え方)

今期計画は、山地災害箇所の復旧や森林の維持造成を通じた県土の保全等を積極的
に進めていくため、前期計画と比較し43%増としています。

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

※当計画区では該当ありません。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により制限を受けている森林の施業方法及び当該森林の所在は次のとおりです。

【保安林】

事項	基 準
1 伐 採 の 方 法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 水源の涵養、風害、干害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として伐採種の指定をしない。</p> <p>イ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、潮害、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として択伐による。</p> <p>ウ なだれ及び落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>エ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>ア 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、伐採を原則として禁止する。</p>
2 伐 採 の 限 度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>ア 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>イ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p>

<p>2 伐 採 の 限 度</p>	<p>ウ 風害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分が法第10条の5第2項第2号の標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>エ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠粗密度が10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
<p>3 植 栽</p>	<p>(1) 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

【自然公園】

区 分	施 業 方 法
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	<p>(1) 第一種特別地域内の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り単木択伐を行うことができる。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢（本計画Ⅱの第3の(2)に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えるものとする。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>(2) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>(4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>(5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めるものとする。</p> <p>(6) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

【法令により制限を受けている森林の所在及び施業方法】

別表14 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	弘前市 (保健) (砂防指定)	旧弘前市7, 8, 10, 12~15, 19, 46~50, 52~57, 61~69, 71, 74 旧岩木町22 旧相馬村99, 107~113, 115	1, 570. 87 (125. 02) (1. 62)	本計画書Ⅱの第7(1)の【保安林】の表による。		
	黒石市 (県立二) (県立三) (県立普通)	177-2, 180~184, 192, 193, 196, 205, 207, 209, 221~224, 226~228-1, 229~233, 235, 236	1, 108. 84 (8. 91) (256. 51) (297. 12)			
	平川市 (なだれ) (保健) (県立三) (県立普通)	平賀町256~264, 274~278, 288-2, 288-3~288-5, 290, 291-1, 291-3, 291-4, 292-1, 292-2, 293~299, 301, 302, 304 旧碓ヶ関村80-1, 87, 89-2, 98	1, 424. 65 (2. 64) (273. 62) (75. 90) (12. 96)			
	大鰯町	54, 72, 74, 76, 79	88. 30			
	西目屋村 (砂防指定)	134, 135, 149, 152, 153, 155, 158~160, 162	395. 93 (0. 65)			
	種類計 (なだれ) (保健) (砂防指定) (県立二) (県立三) (県立普通)		4, 588. 59 (2. 64) (398. 64) (2. 27) (8. 91) (332. 41) (310. 08)			
	土砂流出防備保安林	弘前市 (国定三)	旧弘前市63, 67, 76~78, 124, 128, 132 旧岩木町1~4, 19 旧相馬村87-2, 98, 101, 111, 115, 123			
黒石市 (県立三) (県立普通)		190, 191, 194, 195-1, 197, 198, 250, 251	77. 72 (0. 57) (2. 28)			
平川市 (県立三) (県立普通)		旧平賀町275, 288-4, 293, 297, 298, 300, 301~304, 306 旧碓ヶ関村83, 84, 86-1, 93, 94, 97	212. 87 (148. 95) (7. 43)			
大鰯町 (県立普通)		6, 10, 19, 20, 22~24, 27, 29, 34~37. 51, 52, 56, 59, 69, 74~76, 78	587. 37 (49. 77)			
西目屋村		143~147, 153, 160, 161, 163, 166	70. 14			
五所川原市 (防火) (砂防指定)		旧五所川原市59-1, 78, 79, 82, 84~87, 89, 92~96, 98~108, 112 旧金木町43, 44, 51-1, 51-2, 54, 55, 58	1, 555. 09 (4. 56) (9. 54)			
鱒ヶ沢町 (防火) (保健) (砂防指定) (県立三) (急傾斜)		4, 5, 10~15, 18, 20, 21, 24, 27, 28, 30, 32~35-1, 36, 38, 40, 43, 47, 48, 50, 51, 53, 54, 57~59, 64, 65, 67~70, 74~80	2, 040. 84 (84. 59) (51. 48) (0. 02) (80. 89) (38. 02)			
深浦町 (保健) (国定三)	旧深浦町10, 12, 13, 16-1, 16-2, 23, 24, 34, 39~41-3, 47~49, 51, 56 旧岩崎村70, 71, 77, 78, 80, 81, 83	463. 80 (113. 36) (0. 29)				

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法		
					その他	
土砂流出防備保安林	中泊町 (砂防指定) (県立二) (県立三)	旧中里町17, 18, 21~28, 37~41 旧小泊村2-2, 3, 4	598.43 (3.57) (183.91) (90.23)	本計画書Ⅱの第7の(1)【保安林】の表による。		
	種類計 (防火) (保健) (砂防指定) (国定三) (県立二) (県立三) (県立普通) (急傾斜)		5,797.74 (89.15) (164.84) (13.13) (16.81) (183.91) (320.64) (59.48) (38.02)			
	弘前市	旧弘前市131, 旧岩木町19, 旧相馬村100, 102	10.72 (1.80)			
	黒石市 (県立普通)	190, 213, 227, 228-2	19.22 (1.80)			
	平川市 (県立普通)	旧平賀町288-4, 298~300, 302, 303, 309 旧碓ヶ関村90, 100	18.18 (9.98)			
	大鰐町 (急傾斜)	1, 25, 30, 64, 75	4.10 (0.28)			
	鱒ヶ沢町 (急傾斜)	3, 73, 74	4.92 (2.09)			
	深浦町 (国定三)	旧深浦町29, 51, 旧岩崎村74, 75	10.75 (6.74)			
土砂崩壊防備保安林	中泊町 (急傾斜)	旧中里町23, 28, 旧小泊村2-2, 3, 4	1.28 (0.40)			
	種類別 (国定三) (県立普通) (急傾斜)		69.17 (6.74) (11.78) (2.77)			
	五所川原市 (魚つき) (保健) (国定二) (国定普通)	旧市浦村6-2, 7, 8-1, 8-2, 9, 10	130.15 (8.81) (8.81) (26.10) (4.02)			
	つがる市 (保健) (国定二)	旧木造町85, 87, 91, 92	130.29 (44.18) (93.18)			
	鱒ヶ沢町	80	2.51			
	深浦町 (国定二)	旧岩崎村73, 77, 79, 80	10.68 (1.93)			
	種類別 (魚つき) (保健) (国定二) (国定普通)		273.63 (8.81) (52.99) (121.21) (4.02)			
	飛砂防備保安林					

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防風保安林	弘前市	旧岩木町3	18.63			
	五所川原市 (保健) (国定二) (国定三) (国定普通)	旧五所川原市81, 113, 旧金木町49, 旧市浦村6-2, 7, 8-2, 9~11, 12-1, 12-2, 14, 15	195.15 (20.93) (127.29) (7.99) (6.60)			
	つがる市 (保健) (国定一) (国定二) (国定三) (国定普通)	旧木造町56~63, 66, 68~71, 74, 75, 77~ 79, 81, 83~85, 87, 89~93, 95~105 旧森田村158, 160-1, 160-2, 161, 163 旧車力村2~7, 9~16, 18~26, 28~32	1,907.43 (137.42) (135.45) (219.73) (305.63) (39.03)			
	鱒ヶ沢町 (国定二) (急傾斜)	1, 42, 43, 46, 80	67.03 (13.29) (0.79)			
	深浦町 (国定二)	旧深浦町27, 28, 32, 34, 37, 59, 旧岩崎村 73	53.49 (7.20)			
	鶴田町 (保健)	114, 115	59.75 (43.14)			
	中泊町	旧中里町16	0.39			
	種類別 (保健) (国定一) (国定二) (国定三) (国定普通) (急傾斜)		2,301.87 (201.49) (135.45) (367.51) (313.62) (45.63) (0.79)			
潮害防備保安林	五所川原市 (国定二)	旧市浦村8-1	0.79 (0.79)			
	種類別 (国定二)		0.79 (0.79)			
干害防備保安林	黒石市 (保健) (風致)	202	9.93 (9.06) (9.39)			
	平川市 (県立普通)	旧碓ヶ関村90	3.94 (3.94)			
	五所川原市 (保健)	旧五所川原市111	8.79 (8.79)			
	つがる市 (保健)	旧森田村160-2, 161	8.09 (7.66)			
	中泊町	旧中里町35, 旧小泊村3	12.75			
	種類別 (保健) (風致) (県立普通)		43.50 (25.51) (9.39) (3.94)			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
なだれ防止保安林	弘前市	旧弘前市129, 旧岩木町19, 旧相馬村113, 115, 121	7.08			
	黒石市 (保健)	190, 211~213, 240~243	35.58 (35.58)			
	平川市 (水かん) (県立普通)	旧平賀町299	9.70 (2.64) (2.76)			
	大鱒町	21	2.23			
	西目屋村	135, 140, 150, 153, 163	8.66			
	鱒ヶ沢町	39, 63, 69, 79	31.88			
	種類別 (水かん) (保健) (県立普通)		95.13 (2.64) (35.58) (2.76)			
落石防止保安林	深浦町	旧深浦町16-1, 旧岩崎村82	2.97			
	種類別		2.97			
防火保安林	五所川原市 (土流)	旧五所川原市84~86, 89	4.56 (4.56)			
	鱒ヶ沢町 (土流)	20, 25, 35-2, 42, 43	98.47 (84.59)			
	深浦町 (保健) (国定三)	旧深浦町47~49, 52	5.81 (0.34) (1.00)			
	種類別 (土流) (保健) (国定三)		108.84 (89.15) (0.34) (1.00)			
魚つき保安林	五所川原市 (飛砂) (保健)	旧市浦村10	8.81 (8.81) (8.81)			
	種類別 (飛砂) (保健)		8.81 (8.81) (8.81)			
保健保安林	弘前市 (水かん)	旧弘前市67, 69, 71, 74	125.02 (125.02)			
	黒石市 (干害) (風致) (県立三) (県立普通)	189, 190, 202	40.23 (9.06) (9.06) (23.50) (7.67)			
	平川市 (水かん)	旧平賀町258~264	273.62 (273.62)			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
保健保安林	五所川原市 (飛砂) (防風) (干害) (魚つき) (風致) (国定三)	旧五所川原市81, 111 旧市浦村10, 12-1	39.97 (8.81) (20.93) (8.79) (8.81) (1.44) (6.40)	本計画書Ⅱの第7(1)の【保安林】の表による。		
	つがる市 (飛砂) (防風) (干害) (国定二)	旧木造町57, 59, 81, 85, 90, 92, 96~98 旧森田村160-2, 161 旧車力村21	189.26 (44.18) (137.42) (7.66) (69.93)			
	鱒ヶ沢町 (土流)	67	51.48 (51.48)			
	深浦町 (土流)	旧深浦町47~50	143.40 (113.70)			
	鶴田町 (防風)	114, 115	43.14 (43.19)			
	種類別 (水かん) (土流) (飛砂) (防風) (干害) (魚つき) (風致) (国定二) (国定三) (県立三) (県立普通)		906.12 (398.64) (165.18) (52.99) (201.54) (25.51) (8.81) (10.50) (69.93) (6.40) (23.50) (7.67)			
	風致保安林	弘前市 (県立三) (県立普通)	旧岩木町23, 24		17.94 (15.70) (0.24)	
黒石市 (干害) (保健)		202	9.39 (9.39) (9.06)			
五所川原市 (保健)		旧市浦村12-1	1.44 (1.44)			
種類別 (干害) (保健) (県立三) (県立普通)			28.77 (9.39) (10.50) (15.70) (0.24)			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
砂防指定地	弘前市 (水かん) (国定三) (県立三) (県立普通)	旧弘前市3, 9, 11, 59, 60, 63, 66, 73, 128 旧岩木町9, 10, 22~24, 30 旧相馬村87-2, 110, 111, 115, 116	76.12 (1.62) (1.25) (11.69) (35.29)	青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例による。	同左	
	黒石市 (県立普通) (急傾斜)	193, 195-1, 196, 219, 222, 244	12.38 (0.10) (0.06)			
	平川市 (県立普通)	旧平賀町273, 283, 293, 294, 298, 306~309	12.61 (3.11)			
	大鰐町 (県立普通)	13, 14, 16~18, 30, 31, 40, 45, 61	31.45 (0.48)			
	西目屋村	134~136, 139, 156~158	24.89			
	五所川原市 (土流)	旧五所川原市72-1, 82, 84, 旧金木町45-2, 47, 48, 旧市浦村5-1, 5-2, 7	19.78 (9.54)			
	鯨ヶ沢町 (土流)	19, 40, 43~45, 47, 60, 65, 71, 72, 74, 75	73.35 (0.02)			
	深浦町 (国定二)	旧深浦町1, 9, 11~13, 16-1, 40, 41-2, 44, 45, 55 旧岩崎村62, 63, 65-2, 67, 72, 76, 81	94.42 (1.82)			
	中泊町 (土流)	旧中里町17, 19, 32, 小泊村2-1, 2-2, 3	24.03 (3.57)			
	種類別 (水かん) (土流) (国定二) (国定三) (県立三) (県立普通) (急傾斜)		369.03 (1.62) (13.13) (1.82) (1.25) (11.69) (38.98) (0.06)			
国定特別保護地区	深浦町	旧岩崎村60, 75	7.83	本計画書Ⅱの第7(1)の【自然公園】の表による。		
	種類計		7.83			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国定第1種特別地域	五所川原市	旧市浦村5-1	0.34	本計画書Ⅱの第7(1)の【自然公園】の表による。		
	つがる市 (防風)	旧木造町71, 72, 80, 103 旧車力村11	172.18 (135.45)			
	種類計 (防風)		172.52 (135.45)			
国定公園第2種特別地域	五所川原市 (飛砂) (防風) (潮害)	旧市浦村8-1, 8-2, 10, 14, 15	175.23 (26.10) (127.29) (0.79)			
	つがる市 (飛砂) (防風) (保健)	旧木造町85, 92, 93, 101, 102	312.91 (93.18) (219.73) (69.93)			
	鱒ヶ沢町 (防風)	1	13.40 (13.29)			
	深浦町 (飛砂) (防風) (砂防指定)	旧深浦町19, 26, 28, 29, 32, 34, 40, 54, 58, 59 旧岩崎村60, 61, 63, 75, 76, 77	109.61 (1.93) (7.20) (1.82)			
	中泊町	旧中里町15	47.01			
	種類計 (飛砂) (防風) (潮害) (保健) (砂防指定)		658.16 (121.21) (367.51) (0.79) (69.93) (1.82)			
国定公園第3種特別地域	弘前市 (土流) (砂防指定)	旧岩木町1, 4, 5, 8, 9	178.10 (16.52) (1.25)			
	五所川原市 (防風) (保健)	旧市浦村11, 12-1	89.58 (7.99) (6.40)			
	つがる市 (防風)	旧車力村2~5, 18, 23, 24, 31	353.64 (305.63)			
	深浦町 (土流) (土崩) (防火)	旧深浦町16-1, 17, 19, 21~24, 26, 51~55 旧岩崎村75, 76~79, 82, 83	576.87 (0.29) (6.74) (1.00)			
	中泊町	旧中里町15, 旧小泊村3, 4	47.96			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法		
					その他	
国定公園第3種特別地域	種類計		1,246.15	本計画書Ⅱの第7(1)の【自然公園】の表による。		
	(土流)		(16.81)			
	(土崩)		(6.74)			
	(防風)		(313.62)			
	(防火)		(1.00)			
	(保健)		(6.40)			
	(砂防指定)		(1.25)			
国定公園普通地域	五所川原市 (飛砂) (防風)	旧市浦村6-2, 11, 14	11.87 (4.02) (6.60)			
	つがる市 (防風)	旧木造町71, 72, 80, 100 旧車力村1~4, 10	71.53 (39.03)			
	深浦町	旧深浦町25	5.70			
	中泊町 (急傾斜)	旧小泊村2-2, 4	26.69 (0.20)			
	種類計		115.79			
	(飛砂) (防風) (急傾斜)		(4.02) (45.63) (0.20)			
県立自然公園第1種特別地域	黒石市 (史跡名勝)	202	14.32 (0.19)			
	種類計 (史跡名勝)		14.32 (0.19)			
県立自然公園第2種特別地域	弘前市	旧岩木町14, 15, 23	97.13			
	黒石市 (水かん)	206, 207	38.63 (8.91)			
	五所川原市	金木町46	6.32			
	鱒ヶ沢町	76	3.19			
	中泊町 (土流)	旧中里町39~41	204.26 (183.91)			
	種類計 (水かん) (土流)		349.53 (8.91) (183.91)			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
県立自然公園第3種特別地域	弘前市 (風致) (砂防指定)	旧岩木町10, 11, 22, 23, 30	265.51 (15.70) (11.69)	本計画書Ⅱの第7(1)の【自然公園】の表による。		
	黒石市 (水かん) (土流) (保健)	180~184, 190~192, 204, 205, 207	554.82 (256.51) (0.57) (23.50)			
	平川市 (水かん) (土流)	旧碓ヶ関村83, 89-2	275.65 (75.90) (148.95)			
	大鱒町	47	113.10			
	西目屋村	161, 163, 165	78.51			
	五所川原市	旧金木町46	6.78			
	鱒ヶ沢町 (土流)	76	100.95 (80.89)			
	中泊町 (土流)	旧中里町37, 38	107.13 (90.23)			
	種類計 (水かん) (土流) (保健) (風致) (砂防指定)		1,502.45 (332.41) (320.64) (23.50) (15.70) (11.69)			
	県立自然公園普通地域	弘前市 (風致) (砂防指定)	旧岩木町6, 7, 9~18, 22~24, 29, 30			528.11 (0.24) (35.29)
黒石市 (水かん) (土流) (土崩) (なだれ) (保健) (砂防指定)		172, 173, 177-1, 177-2, 178, 179, 188~190, 198~225, 228-1, 228-2, 223~236, 238~243, 247	2,243.06 (297.12) (2.28) (1.80) (35.58) (7.67) (0.10)			
平川市 (水かん) (土流) (土崩) (干害) (なだれ) (砂防指定)		旧平賀町289-1, 289-2, 297~299 旧碓ヶ関村84, 85, 87, 89-1, 90, 91, 95, 96, 99, 100	478.33 (12.96) (7.43) (9.98) (3.94) (2.76) (3.11)			
大鱒町 (土流) (砂防指定)		39~53	879.76 (49.77) (0.48)			
西目屋村		160, 161	52.18			
五所川原市		旧金木町46	2.47			

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
県立 自然 公園 普通 地域	中泊町	旧中里町37, 38	5.89	本計画書Ⅱの第7(1)の【自然公園】の表による。		
	種類計		4,189.80			
	(水かん)		(310.08)			
	(土流)		(59.48)			
	(土崩)		(11.78)			
	(干害)		(3.94)			
	(なだれ)		(38.34)			
	(保健)		(7.67)			
	(風致)		(0.24)			
(砂防指定)		(38.98)				
定跡名勝天然記念物	黒石市 (県立一)	202	0.19 (0.19)	文化財保護法による。	同左	
	中泊町	旧中里町33	0.12			
	種類計 (県立一)		0.31 (0.19)			
急傾斜地崩壊危険地区	弘前市	旧弘前市131, 旧相馬村105, 115	9.38	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による。		同左
	黒石市 (砂防指定)	193, 203	1.93 (0.06)			
	平川市	旧碓ヶ関村90, 97, 98	6.15			
	大鱒町 (土崩)	30, 46, 56, 62, 63	7.53 (0.28)			
	つがる市	旧車力町6	1.11			
	鱒ヶ沢町 (土流)	3, 6, 12, 55, 57, 60, 80	66.57 (38.02)			
	(土崩)		(2.09)			
	(防風)		(0.79)			
	深浦町	旧深浦町10, 34, 38, 44, 53	2.27			
	中泊町 (土崩)	旧中里町17, 19, 23, 28, 小泊村2-2, 3, 4	11.04 (0.40)			
	(国定普通)		(0.20)			
種類計		104.87				
(土流)		(38.02)				
(土崩)		(2.77)				
(防風)		(0.79)				
(国定普通)		(0.20)				
(砂防指定)		(0.06)				

※ 箇所別細部は、森林簿による。

2 その他必要な事項

(1) 制限林以外の森林の整備・保全に関する事項

林地開発許可制度の適正な実施、当該制度の一層の浸透により森林の残置及び造成の確保を図り、森林の有する公益的機能の維持発揮のための森林の整備及び保全を確保します。

(2) 公有林の整備に関する事項

県民環境林や市町村有林など地域の模範となる公有林の整備を適時適切に推進することとします。

(附)参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha,比率:%

区 分	区域面積	森 林 面 積			森林比率 — × 100	
		総 数	国 有 林	民 有 林		
総 数	335,068	211,790	158,586	53,204	63.2	
市 町 村 別 内 訳	弘 前 市	52,420	23,509	14,979	8,530	44.8
	黒 石 市	21,705	14,487	8,819	5,668	66.7
	平 川 市	34,601	25,909	20,246	5,663	74.9
	藤 崎 町	3,729	0			0.0
	大 鰐 町	16,343	12,884	7,674	5,210	78.8
	西 目 屋 村	24,602	22,620	20,364	2,256	91.9
	田 舎 館 村	2,235	0			0.0
	五 所 川 原 市	40,418	21,787	15,778	6,010	53.9
	つ がる 市	25,355	3,897	922	2,975	15.4
	鱒ヶ沢 町	34,308	27,056	19,225	7,831	78.9
	深 浦 町	48,889	44,266	37,038	7,227	90.5
	板 柳 町	4,188	0			0.0
	鶴 田 町	4,643	119		119	2.6
中 泊 町	21,632	15,257	13,542	1,715	70.5	

注1 区域面積は、国土地理院(平成27年10月1日現在)

2 国有林面積は、林野庁所管面積(ただし、官行造林の「計画外地」を除きます。)

3 民有林面積は、森林法第5条で対象とする面積です。

4 単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳の合計は一致しません。

(2) 地況

ア 気 候

観 測 地	気 温 ()			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	平均風速 (m/s)	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
深 浦	13.6	6.8	10.2	1,368.2	-	2.2	
鱒ヶ沢	14.0	7.0	10.5	1,358.8	55	2.5	
碓ヶ関	14.1	5.0	9.4	1,597.7	90	1.9	
弘 前	14.9	6.3	10.4	1,212.7	88	1.7	
黒 石	14.2	6.3	10.1	1,036.5	-	2.9	
五 所 川 原	14.5	6.7	10.5	1,252.5	86	2.4	
市 浦	13.6	6.8	10.2	1,368.2	-	2.2	

注)1 気象庁アメダスデータ

2 1986～2015年までの平年値

イ 地 勢

県の西部に位置する5市7町2村を含む区域で、東は東青森林計画区に、西は日本海に、南は秋田県に、北は陸奥湾に面しており、中央部に岩木山(1,625m)が位置し平野部は水田地帯を形成し、東部に白地山(1,034m)、櫛ヶ峰(1,517m)があり、北部の津軽半島西部地域は四ッ滝山(670m)、大倉岳(677m)、梵珠山(468m)等の低山地帯と砂丘状の台地が発達し、西海岸地域は白神岳(1,235m)、摩須賀岳(1,012m)等の急峻な山岳が海岸線まで迫り、海岸段丘を形成しています。

主な河川は岩木川及びその支流である平川等が津軽平野を北上し、十三湖を経て日本海へ注ぎ、西海岸地帯では赤石川、追良瀬川等が日本海へ注いでいます。

ウ 地質、土壌

地質は、岩木火山を起源とする火山砕屑物に覆われた地域と八甲田火山及び十和田火山を起源とする浮石流堆石物に覆われた地域が広く分布し、秋田県境に連なる山地では安山岩質集塊岩、緑色凝灰岩等が主体をなしています。津軽半島の西部地域の丘陵地帯は泥岩が広く分布し、屏風山地帯は砂丘砂、西海岸地帯は泥岩、凝灰岩質砂岩、安山岩等からなります。

土壌は傾斜の急な山地は褐色森林土が占め、傾斜が緩やかな丘陵地帯には黒色土、屏風山北部は未熟土、西海岸の海岸段丘には黒色土が分布しています。

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	う ち 田	う ち 畑		
総 数	335,068	53,204	68,206	40,542	27,663	213,658	
市町村別内訳	弘 前 市	52,420	8,530	14,500	4,350	10,100	29,390
	黒 石 市	21,705	5,668	3,690	1,720	1,970	12,347
	平 川 市	34,601	5,663	5,210	2,580	2,630	23,728
	藤 崎 町	3,729	0	2,540	1,680	865	1,189
	大 鰐 町	16,343	5,210	1,610	407	1,200	9,523
	西 目 屋 村	24,602	2,256	416	210	206	21,930
	田 舎 館 村	2,235	0	1,440	1,150	298	795
	五 所 川 原 市	40,418	6,010	9,650	7,370	2,290	24,758
	つ が る 市	25,355	2,975	14,300	11,300	3,040	8,080
	鯉ヶ沢町	34,308	7,831	3,330	1,950	1,370	23,147
	深 浦 町	48,889	7,227	1,730	955	775	39,932
	板 柳 町	4,188	0	3,030	1,600	1,430	1,158
	鶴 田 町	4,643	119	2,960	1,890	1,070	1,564
	中 泊 町	21,632	1,715	3,800	3,380	419	16,117

注1 区域面積は、国土地理院(平成27年10月1日現在)

2 農地面積は、作物統計(平成27年次)

3 単位未満を四捨五入する関係で総数と内訳が一致しない場合があります。

(4) 産業別生産額

単位:百万円

区 分	市町村内 総生産	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業	
		総 額	農 業	林 業	水 産 業			
総 数	1,170,048	63,446	59,631	542	3,273	185,936	924,380	
市町村別内訳	弘 前 市	577,198	18,052	17,939	50	63	85,548	475,429
	黒 石 市	85,338	4,288	4,220	57	11	14,416	66,905
	平 川 市	65,266	5,545	5,490	55	0	13,975	45,952
	藤 崎 町	31,785	2,621	2,621	0	0	6,381	22,884
	大 鰐 町	20,408	1,850	1,796	54	0	2,897	15,726
	西 目 屋 村	9,650	300	297	3	0	5,674	3,707
	田 舎 館 村	15,736	1,185	1,184	1	0	4,803	9,800
	五 所 川 原 市	157,104	7,031	6,333	68	630	22,351	128,221
	つ が る 市	82,716	10,382	9,882	18	482	11,082	61,515
	鯉ヶ沢町	27,071	1,797	1,533	88	176	2,653	22,707
	深 浦 町	20,118	1,907	607	119	1,181	4,047	14,227
	板 柳 町	28,640	2,848	2,848	0	0	2,785	23,098
	鶴 田 町	26,535	3,111	3,110	1	0	6,253	17,255
	中 泊 町	22,483	2,529	1,771	28	730	3,071	16,954

注1 県統計分析課「市町村民経済計算」(平成25年度)

2 市町村内総生産は帰属利子控除後であるため、各産業別純生産額の総和より過少となります。

(5) 産業別就業者数

単位 人数:人

区分	合計	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		総数	農業	林業	漁業			
総数	212,051	43,120	41,396	482	1,242	39,629	124,037	
市町村別内訳	弘前市	86,330	12,670	12,590	77	3	13,609	55,357
	黒石市	17,648	2,840	2,804	33	3	4,246	10,486
	平川市	17,185	4,551	4,512	35	4	3,825	8,803
	藤崎町	8,281	2,186	2,181	5	-	1,562	4,514
	大鰐町	5,264	1,171	1,109	61	1	984	3,109
	西目屋村	889	233	229	2	2	272	383
	田舎館村	4,140	961	956	5	-	940	2,235
	五所川原市	25,832	3,833	3,607	62	164	5,231	16,501
	つがる市	16,839	5,201	5,083	16	102	3,184	8,413
	鱒ヶ沢町	5,064	1,171	1,006	87	78	953	2,934
	深浦町	4,076	1,092	454	45	593	858	2,126
	板柳町	8,221	3,119	3,114	5	-	1,320	3,652
	鶴田町	7,076	2,703	2,693	8	2	1,212	3,142
	中泊町	5,206	1,389	1,058	41	290	1,433	2,382

注1 総理府「国勢調査報告」(平成22年度)

第2次産業 = 鉱業、建設業、製造業

第3次産業 = 電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・情報通信業、卸売・小売業・飲食店、金融・保険業、不動産業
医療・福祉、サービス業、公務(他に分類されないもの)

2 合計には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しません。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分	年 間 成 長 量	区 分	総 数	1 齢級 2 齢級 3 齢級 4 齢級 5 齢級 6 齢級 7 齢級 8 齢級 9 齢級 10 齢級 11 齢級 12 齢級 13 齢級 14 齢級 15 齢級 16 齢級 17 齢級 18 齢級 19 齢級 20 齢級 21 齢級 以上																			
				面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積	面 積	材 積
総 数	総数	278	53,204	171	478	594	1,060	1,267	1,478	2,196	2,635	4,474	5,573	6,947	8,372	5,370	2,725	1,022	692	267	215	160	304
	針	278	11,826	-	2	18	71	171	256	475	687	1,255	1,520	1,845	1,537	1,720	1,061	591	242	156	61	50	31
総 数	総数	278	52,430	171	478	594	1,060	1,267	1,478	2,196	2,635	4,474	5,573	6,947	8,372	5,370	2,725	1,022	692	267	215	160	304
	針	260	11,826	-	2	18	71	171	256	475	687	1,255	1,520	1,845	1,537	1,720	1,061	591	242	156	61	50	31
人 工 林	総数	18	31,001	104	258	374	622	1,088	1,137	1,769	2,334	4,021	4,510	4,762	3,567	1,442	961	455	259	118	87	46	248
	針	18	8,908	-	220	12	49	158	225	432	652	1,200	1,381	1,542	1,122	916	486	331	157	92	38	31	15
立 木	総数	254	21,428	66	220	220	438	179	341	427	501	453	1,063	2,186	2,863	3,928	1,764	567	433	149	128	113	56
	針	254	2,918	-	2	6	22	13	31	43	35	55	139	303	415	804	260	85	63	23	19	17	8
地	総数	252	28,908	111	275	385	625	1,113	1,144	1,760	2,352	3,997	4,471	4,475	3,321	1,140	679	351	240	104	72	21	129
	針	252	8,403	-	0	13	49	160	225	434	656	1,196	1,364	1,481	1,033	794	412	261	132	87	36	28	8
天 然 林	総数	252	27,995	37	96	252	416	923	1,108	1,758	2,321	3,980	4,416	4,471	3,173	1,132	679	351	239	104	72	21	129
	針	252	8,304	-	-	12	46	153	223	429	647	1,183	1,352	1,468	1,025	786	406	254	128	87	35	28	7
無 立 木 地	総数	1	167	8	15	12	15	28	11	15	26	17	3	3	1	9	0	-	0	-	-	-	-
	針	1	19	0	0	0	2	1	2	2	5	4	1	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-
天 然 林	総数	747	747	67	164	120	194	162	24	7	6	-	2	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	針	733	80	0	0	0	5	1	2	3	9	11	12	8	8	5	7	4	0	1	0	1	0
無 立 木 地	総数	67	67	-	159	118	192	161	24	7	2	-	2	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	針	67	-	-	-	-	2	5	1	2	2	9	11	12	7	6	3	4	1	0	-	-	0
天 然 林	総数	14	14	-	5	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	針	13	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	3	2	0	-	-	-
天 然 林	総数	23,521	23,521	59	203	209	436	153	335	416	283	477	1,153	2,473	3,256	6,051	4,229	2,046	672	452	163	143	138
	針	3,423	3,423	-	2	5	22	11	30	41	32	59	156	365	505	926	649	330	110	68	25	23	24
天 然 林	総数	2,274	2,274	0	3	3	14	4	5	4	12	41	93	291	393	521	310	282	105	20	14	14	25
	針	537	537	-	-	-	0	0	1	1	2	7	18	63	90	124	78	73	27	5	4	4	7
天 然 林	総数	21,248	21,248	59	200	206	421	149	329	412	272	436	1,060	2,182	2,863	5,529	3,919	1,764	567	433	149	128	113
	針	2,886	2,886	-	2	5	21	10	30	40	30	51	137	302	414	802	572	257	83	63	22	19	17
天 然 林	総数	252	252	-	-	-	1	3	0	30	4	23	6	35	27	17	20	46	2	6	4	-	26
	針	28	28	-	-	-	0	0	0	2	0	2	1	5	3	2	2	5	0	1	0	-	5
天 然 林	総数	58	58	-	-	-	-	3	-	-	-	1	1	19	1	5	0	6	-	-	0	-	21
	針	10	10	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	-	-	0	-	4
天 然 林	総数	193	193	-	-	-	1	-	0	30	4	22	4	16	27	12	19	41	2	6	3	-	6
	針	18	18	-	-	-	0	0	0	2	0	2	0	2	3	1	2	4	0	0	-	-	4
天 然 林	総数	23,270	23,270	59	203	209	434	151	334	366	280	455	1,147	2,438	3,229	6,033	4,210	1,999	669	446	159	143	137
	針	3,395	3,395	-	2	5	22	11	30	39	31	57	155	360	502	924	647	325	110	68	25	23	23
天 然 林	総数	2,215	2,215	0	3	3	14	1	5	4	12	40	91	272	393	516	310	276	105	20	13	14	24
	針	527	527	-	-	-	0	0	1	1	2	7	18	60	90	124	77	72	27	5	3	4	7
天 然 林	総数	21,055	21,055	59	200	206	420	149	329	382	268	414	1,056	2,166	2,836	5,518	3,900	1,723	564	426	146	128	113
	針	2,868	2,868	-	2	5	21	10	30	38	30	49	137	300	411	800	570	253	83	63	21	19	17
無 立 木 地	総数	774	774	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入する関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位 面積:ha、材積:成長量:1,000m³

区分	総数			制限林			普通林		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木	総数	53,204	11,826	278	19,562	4,329	33,641	7,497	168
	総数	52,430	11,826	278	19,328	4,329	33,102	7,497	168
	針	31,001	8,908	260	12,962	3,456	18,040	5,452	155
人工林	総数	21,428	2,918	18	6,366	873	15,062	2,045	13
	総数	28,908	8,403	254	12,548	3,353	16,360	5,050	150
	針	28,728	8,371	254	12,477	3,336	16,251	5,035	150
天然林	総数	181	32	1	71	17	109	15	0
	総数	28,162	8,323	252	11,977	3,295	16,185	5,029	149
	針	27,995	8,304	252	11,913	3,289	16,083	5,015	149
伐採跡地	総数	167	19	1	64	6	102	14	0
	総数	747	80	2	571	58	175	22	1
	針	733	67	2	564	47	168	20	1
未立木地	総数	14	13	0	7	11	7	2	0
	総数	23,521	3,423	23	6,780	976	16,741	2,447	18
	針	2,274	537	7	485	120	1,789	417	5
更新困難地	総数	21,248	2,886	17	6,295	857	14,953	2,029	13
	総数	-	-	-	-	-	-	-	-
	針	-	-	-	-	-	-	-	-
無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-
	総数	252	28	0	107	11	144	17	0
	針	58	10	0	14	3	44	7	0
更新困難地	総数	193	18	0	93	9	100	9	0
	総数	23,270	3,395	23	6,673	965	16,597	2,430	18
	針	2,215	527	6	471	117	1,744	410	5
更新困難地	総数	21,055	2,868	17	6,202	848	14,852	2,020	13
	総数	774	-	-	234	-	540	-	-
	針	441	-	-	109	-	332	-	-
更新困難地	総数	332	-	-	124	-	208	-	-
	総数	1	-	-	0	-	1	-	-
	針	-	-	-	-	-	-	-	-

注 単位未満を四捨五入する関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積:ha、材積:1,000m³

区分	総数	立木地										天然林										無立木地			更新困難地									
		総数					人工林					総数					育成層林					育成複層林					天然生林	伐採跡地	未立木地					
		総数	針	広	針	広	総数	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針		広								
総数	53,204	31,001	21,428	28,908	28,728	181	28,162	27,995	167	733	14	23,521	2,274	21,248	-	-	-	58	252	193	23,270	2,215	21,055	773	441	332	1							
面積	11,826	11,368	4,767	10,254	8,371	1,883	10,175	8,304	1,871	80	67	13	5,880	2,997	2,883	-	-	-	2,485	2,469	16	3,395	527	2,868	-	-	-	-						
材積	8,530	4,578	3,712	3,967	3,931	36	3,874	3,839	35	92	1	4,323	647	3,676	-	-	-	12	19	7	4,305	635	3,670	240	157	82	-	-						
面積	1,886	1,373	514	1,227	1,222	5	1,215	1,211	4	12	11	1	659	151	508	-	-	-	3	2	1	657	149	508	-	-	-	-	-					
材積	5,668	2,843	2,713	2,715	2,708	6	2,687	2,681	6	27	27	-	2,842	135	2,707	-	-	-	7	1	6	2,834	134	2,700	112	40	72	-	-					
面積	1,201	847	355	815	815	1	812	812	1	3	3	0	386	32	354	-	-	-	1	0	1	385	32	354	-	-	-	-	-	-				
材積	5,663	3,722	1,875	3,647	3,637	10	3,470	3,460	10	177	177	-	1,951	85	1,865	-	-	-	81	-	81	1,870	85	1,784	65	51	14	1	1	1				
面積	1,371	1,128	243	1,110	1,107	3	1,089	1,089	1	21	18	2	260	21	240	-	-	-	7	-	7	253	21	233	-	-	-	-	-	-	-			
材積	5,210	3,597	1,508	3,500	3,480	20	3,463	3,444	19	37	37	1	1,605	117	1,488	-	-	-	42	15	27	1,563	102	1,462	105	84	21	-	-	-	-			
面積	1,383	3,634	2,057	3,001	1,147	1,853	2,984	1,141	1,853	7	7	0	2,691	2,487	204	-	-	-	2,462	2,462	-	229	25	204	-	-	-	-	-	-	-			
材積	2,256	2,233	809	1,424	784	4	780	780	-	4	-	4	1,449	29	1,420	-	-	-	6	-	6	1,442	29	1,414	24	12	11	-	-	-	-	-		
面積	439	439	253	186	247	0	247	247	-	1	1	0	192	6	186	-	-	-	1	-	1	191	6	185	-	-	-	-	-	-	-	-		
材積	6,010	5,965	3,278	2,687	2,530	21	2,363	2,342	21	188	188	0	3,414	748	2,666	-	-	-	61	24	37	3,353	724	2,629	45	11	33	-	-	-	-	-		
面積	1,212	1,212	836	376	653	5	642	640	2	16	13	3	555	183	371	-	-	-	8	5	4	546	179	368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
材積	2,975	2,905	2,282	2,263	2,252	11	2,256	2,248	9	7	5	2	642	30	612	-	-	-	6	1	5	636	29	607	70	1	69	-	-	-	-	-	-	
面積	563	563	482	81	476	1	476	476	1	0	0	0	86	6	80	-	-	-	1	0	0	86	6	79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
材積	7,831	7,792	4,453	3,339	4,335	26	4,353	4,327	26	8	8	-	3,431	119	3,313	-	-	-	0	-	-	3,431	119	3,313	38	34	4	-	-	-	-	-	-	
面積	1,734	1,734	1,261	473	1,237	4	1,236	1,232	4	1	1	0	497	28	468	-	-	-	0	-	-	497	28	468	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
材積	7,227	7,157	4,360	2,797	4,138	46	4,061	4,021	40	77	71	6	3,019	268	2,752	-	-	-	14	-	14	3,005	268	2,737	70	51	20	-	-	-	-	-	-	
面積	1,611	1,611	1,236	375	1,178	7	1,177	1,172	5	8	6	2	427	59	368	-	-	-	1	-	1	425	59	367	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
材積	119	119	98	21	79	0	77	76	0	2	2	-	40	20	21	-	-	-	0	-	-	40	20	21	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
面積	28	28	26	2	21	0	21	21	0	0	0	0	7	5	2	-	-	-	0	-	-	7	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
材積	1,715	1,709	980	729	904	0	777	777	-	126	126	-	805	77	729	-	-	-	15	5	10	790	72	719	6	-	6	-	-	-	-	-	-	
面積	387	387	292	105	277	4	266	266	-	11	7	4	120	19	101	-	-	-	1	0	1	118	18	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
材積																																		

注 単位未満を四捨五入する関係で合計と内容が一致しない場合があります。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積:ha,材積:1,000m³

区分	総数			県営林			市町村有林			財産区有林			私有林			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	総数	53,204	11,826	278	4,350	1,011	42	3,076	705	17	4,814	1,021	24	40,964	9,089	195
	針	52,430	11,826	278	4,296	1,011	42	3,052	705	17	4,704	1,021	24	40,377	9,089	195
	広	31,001	8,908	260	4,224	1,003	42	2,148	587	16	2,878	778	22	21,752	6,540	180
人	総数	21,428	2,918	18	72	7	0	904	118	1	1,827	243	2	18,626	2,549	15
	針	28,908	8,403	254	4,236	1,003	42	2,033	556	15	2,716	738	22	19,924	6,107	175
	広	28,728	8,371	254	4,223	1,003	42	2,005	554	15	2,694	733	22	19,806	6,081	175
工	総数	181	32	1	13	0	0	27	2	0	23	5	0	118	25	1
	針	28,162	8,323	252	4,216	1,000	42	1,915	542	15	2,542	721	21	19,489	6,060	174
	広	27,995	8,304	252	4,203	1,000	42	1,898	540	15	2,520	719	21	19,374	6,044	173
林	総数	167	19	1	13	0	0	17	2	0	22	2	0	115	16	1
	針	747	80	2	20	3	0	118	14	0	174	16	0	435	47	1
	広	733	67	2	20	3	0	107	13	0	174	14	0	432	37	1
木	総数	14	13	0	-	-	-	10	0	0	0	3	0	3	9	0
	針	23,521	3,423	23	61	8	0	1,019	150	1	1,988	283	2	20,454	2,983	20
	広	2,274	537	7	1	0	0	142	33	0	184	45	0	1,946	459	6
地	総数	21,248	2,886	17	59	7	0	877	116	1	1,804	238	2	18,508	2,524	14
	針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天然	総数	252	28	0	0	0	0	48	5	0	63	6	0	140	17	0
	針	58	10	0	0	0	0	7	1	0	2	0	0	50	8	0
	広	193	18	0	-	-	-	41	4	0	61	5	0	91	9	0
林	総数	23,270	3,395	23	60	8	0	971	145	1	1,925	277	2	20,314	2,965	20
	針	2,215	527	6	1	0	0	135	32	0	183	44	0	1,896	450	6
	広	21,055	2,868	17	59	7	0	835	112	1	1,743	233	2	18,418	2,515	14
無立木地	総数	774	-	-	54	-	-	24	-	-	110	-	-	586	-	-
	伐採跡地	441	-	-	20	-	-	20	-	-	70	-	-	331	-	-
	未立木地	332	-	-	34	-	-	4	-	-	40	-	-	255	-	-
更新困難地	総数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 単位未滿を四捨五入する関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(6) 樹種別材積表

単位 材積:1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	ヒバ	カラマツ	その他針	広葉樹
総 数	6,965	714	837	47	340	6	2,918
人 工 林	6,965	336	718	7	340	6	32
天 然 林	-	378	119	40	-	-	2,886

注 地域森林計画資料

(7) 特定保安林の指定状況

当計画区では該当ありません。

(8) 荒廃地等の箇所数

単位 箇所

区 分	山地災害危険地区				海岸浸食 危険地 (km)	備考	
	山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区	地すべり 危険地区	計			
総 数	199	598	11	808	18.5		
市町村別内訳	弘 前 市	45	99	1	145	-	
	黒 石 市	15	44	1	60	-	
	平 川 市	24	80	1	105	-	
	大 鰐 町	14	70	1	85	-	
	西 目 屋 村	17	76	1	94	-	
	藤 崎 町	-	-	-	0	-	
	田 舎 館 村	-	-	-	0	-	
	五所川原市	17	73	-	90	3.8	
	つ がる 市	2	-	-	2	7.4	
	鱒ヶ沢町	14	31	3	48	1.8	
	深 浦 町	24	81	3	108	5.5	
	板 柳 町	-	-	-	0	-	
	鶴 田 町	-	-	-	0	-	
中 泊 町	27	44	-	71	-		

注 県林政課資料

(9) 森林の被害

単位 面積:ha

種類	火災			潮害			雪害			凍結			獣害		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
総数	0.36	23.69	12.66	0.00	0.20	0.00	0.00	2.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
市町村別 内枠	弘前市	-	3.30	3.23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	黒石市	-	6.86	0.08	-	0.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平川市	-	0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大鰐町	-	0.48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西目屋村	-	-	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	五所川原市	0.05	-	0.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	つがる市	0.31	10.96	7.78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鱒ヶ沢町	-	1.99	0.30	-	-	-	-	2.20	-	-	-	-	-	-
	深浦町	-	-	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鶴田町	-	-	0.50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中泊町	-	-	0.46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注 県林政課資料によります。

(10) 防火線等の整備状況

単位 面積:ha

市町村名	防火保安林面積
五所川原市	4.76
鱒ヶ沢町	11.40
深浦町	14.86

3 林業の動向

(1) 保有山林面積規模別経営体数

単位:経営体

区分	総数	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上	
総数	308	110	75	93	30	
市町村別内訳	弘前市	58	22	13	15	8
	黒石市	40	19	12	6	3
	平川市	33	6	5	12	10
	大鰐町	20	10	5	4	1
	西目屋村	5	1	1	3	0
	藤崎町	-	-	-	-	-
	田舎館村	-	-	-	-	-
	五所川原市	15	8	2	4	1
	つがる市	5	2	2	1	0
	鱒ヶ沢町	53	13	16	22	2
	深浦町	58	20	15	19	4
	板柳町	3	-	2	1	-
	鶴田町	3	1	-	2	-
	中泊町	15	8	2	4	1

注 農林水産省「2015年農林業センサス」

(2) 森林施業計画及び森林経営計画の認定状況

単位 人数:人,面積:ha

区分	総数		公有林		私有林		
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	(2) 12	(219) 819	(0) 3	(0) 281	(2) 9	(219) 537	
市町村別内訳	弘前市	(1) 3	(179) 14	(0) 0	(0) 0	(1) 3	(179) 14
	黒石市	(0) 4	(0) 307	(0) 1	(0) 168	(0) 3	(0) 139
	平川市	(1) 1	(41) 34	(0) 1	(0) 34	(1) 0	(41) 0
	大鰐町	(0) 4	(0) 464	(0) 1	(0) 80	(0) 3	(0) 385
	西目屋村	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	藤崎町	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	田舎館村	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	五所川原市	(131) 78	(364) 1,022	(6) 4	(171) 517	(125) 74	(193) 504
	つがる市	(0) 57	(0) 131		7	55	124
	鱒ヶ沢町	(108) 85	(271) 1,216	3	817	(108) 82	(271) 399
	深浦町	(100) 110	(367) 1,092	(1) 1	(67) 197	(99) 109	(300) 895
	板柳町	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	鶴田町	(54) 0	(120) 0	(3)	(64)	(51)	(56)
	中泊町	(48) 0	(120) 0	(0) 0	(0) 0	(48)	(120)

注1 上段()書は森林施業計画の認定分、下段は森林経営計画の認定分

2 森林施業計画は平成23年度の計画認定分

3 森林経営計画は平成24年度から平成27年度までの計画認定分

(3) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア.構成

単位 員数:人,金額:千円,面積:ha

市町村別	組合別	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考
森林組合	総数	7,453	1	229,946	32,931	
	弘前市	弘前地方	5,376	0	169,921	22,345
	五所川原市	北津軽	441	0	3,747	3,698
	鱒ヶ沢町	つがる	1,636	1	56,278	6,888
生産森林組合	総数	2,109	0	143,123	1,613	
	弘前市	清水森	80	0	224	9
		悪戸	57	0	2,912	20
		一野渡	138	0	4,830	57
		下湯口	142	0	769	46
		湯口	94	0	960	28
	黒石市	高館	151	0	13,260	124
		馬場尻	208	0	7,020	109
		小屋敷	25	0	8,680	70
		板留	20	0	5,980	61
	平川市	本町	73	0	2,970	156
		切明	20	0	165	66
		井戸沢	19	0	570	14
		小和森	96	0	3,240	59
	大鰐町	長峰	83	0	7,760	34
	西目屋村	村市	42	0	4,200	103
	五所川原市	前田野目	88	0	5,550	96
	つがる市	出来島	127	0	1,270	32
		越水	39	0	1,216	123
		駒田	21	0	800	10
		菰槌	214	0	56,496	38
	深浦町	大間越	107	0	3,480	113
		岩崎	139	0	1,300	126
黒崎		96	0	8,871	88	
松神		30	0	600	31	

注 県団体経営改善課資料(平成27年3月31日)

イ.森林組合の事業内容及び活動状況等

単位 取扱高:千円,人員:人,日数:日

組合名	主要事業取扱高				雇用労働者数等		
	販売	林産	加工	森林整備	実人員	就労延日数	平均日数
総数	11,359	49,700	67	602,502	98	9,922	101
弘前地方	268	31,866	0	167,571	26	2,272	87
北津軽	984	15,881	0	91,035	50	2,699	54
つがる	10,107	1,953	67	343,896	22	4,951	225

注 県団体経営改善課資料(平成27年3月31日)

(4) 林業事業者等の現況

単位: 事業者

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業 (うち素材市 売市場)	木材・木製 品製造業	その他	
総数	17	16	1	53	-	
市町村別内訳	弘前市	2	2	0	14	-
	黒石市	1	1	1	3	-
	平川市	1	1	0	5	-
	大鰐町	3	3	0	3	-
	西目屋村	0	0	0	0	-
	藤崎町	0	0	0	1	-
	田舎館村	0	0	0	2	-
	五所川原市	2	2	0	13	-
	つがる市	2	1	0	1	-
	鱒ヶ沢町	3	3	0	2	-
	深浦町	0	0	0	2	-
	板柳町	0	0	0	0	-
	鶴田町	0	0	0	3	-
	中泊町	3	3	0	4	-

注1 造林・保育、素材生産、木材卸売業は県林政課資料

2 一事業者が複数の業務を行っている場合、それぞれ該当する欄に計上した。

3 木材・木製品製造業は「H26経済センサス」(経済産業省)

(5) 林業労働力の概況(林業就業者数の動向)

単位 人数:人、率:%

区分	平成12年 (A)	平成17年 (B)	平成22年 (C)	増減率 $\frac{C-A}{A}$	増減率 $\frac{C-B}{B}$	
総数	648	429	482	25.6	12.4	
市町村別内訳	弘前市	66	66	77	16.7	16.7
	黒石市	59	43	33	44.1	23.3
	平川市	82	31	35	57.3	12.9
	大鰐町	103	73	61	40.8	16.4
	西目屋村	36	5	2	94.4	60.0
	藤崎町	5	5	5	0.0	0.0
	田舎館村	5	5	5	0.0	0.0
	五所川原市	84	56	62	26.2	10.7
	つがる市	14	16	16	14.3	0.0
	鱒ヶ沢町	85	49	87	2.4	77.6
	深浦町	73	43	45	38.4	4.7
	板柳町	5	3	5	0.0	66.7
	鶴田町	3	2	8	166.7	300.0
	中泊町	28	32	41	46.4	28.1

注 総理府「国勢調査報告」(平成22年度)

(6)林業機械化の概況

単位:台

区 分	総 数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
索道	7	-	-	7	-	-	
集材機	14	-	-	14	-	-	
モノケーブル	0	-	-	-	-	-	ジグザグ集材機
リモコンウインチ	5	-	1	4	-	-	無線操縦等による木寄せ機
自走式搬器	4	-	-	4	-	-	リモコン操作による巻上げ搬器
モノレール	0	-	-	-	-	-	
運材車	19	-	2	17	-	-	林内作業車
集材用トラクター	30	-	1	17	9	3	
育林用トラクター	0	-	-	-	-	-	主として地帯等の育林作業用
苗畑用トラクター	1	-	-	1	-	-	
動力枝打機	6	1	-	5	-	-	自動木登式
動力枝打機	10	-	10	-	-	-	背負い式等
フォークリフト	1	-	-	1	-	-	
フォークローダ	7	-	1	4	2	-	
トラッククレーン	1	-	-	-	1	-	
クレーン付きトラック	15	-	-	6	9	-	
グラップル付作業車	26	-	2	20	-	4	
グラップル付トラック	16	-	1	15	-	-	
トラクタショベル	4	-	-	4	-	-	搬出、育林用等に係る土工用
ショベル系掘削機械	13	-	-	10	3	-	搬出、育林用等に係る土工用
チェーンソー	242	7	27	128	60	20	
刈払機	266	6	23	118	114	5	携帯式刈払機
植穴掘機	5	3	2	-	-	-	
樹木粉碎機	1	-	-	-	-	-	1 伐倒木、伐根、枝奈等を粉碎
グラップルソー	1	-	-	1	-	-	自走式玉切機
計	694	17	70	376	198	33	

(高性能機械)

フェラーパンチャ	0	-	-	-	-	-	伐倒機
スキッド	0	-	-	-	-	-	けん引式集材機
プロセッサ	9	-	-	9	-	-	造材機
ハーベスタ	6	-	2	3	-	1	伐倒造材機
フォワーダ	6	-	4	2	-	-	積載式集材車両
タワーヤード	0	-	-	-	-	-	タワー付き集材機
スイングヤード	0	-	-	-	-	-	旋回ブーム式タワー付き集材機
計	21	0	6	14	0	1	

注 県林政課資料(平成27年3月31日現在)

(7) 作業路網等の整備の概況

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	
総数	4,715	12,476	22,383	25,373	25,461	
市 町 村 別 内 訳	弘 前 市		1,440	500	700	
	黒 石 市			910		500
	平 川 市			779	1,016	2,570
	大 鱈 町	293	3,639	5,000	9,225	900
	西 目 屋 村		1,597			
	藤 崎 町					
	田 舎 館 村					
	五 所 川 原 市		1,482	7,125	6,160	5,962
	つ が る 市	700				
	鱒 ヶ 沢 町	1,410	2,278	5,932	2,160	10,740
	深 浦 町	2,312	920	2,137	6,112	4,789
	板 柳 町					
	鶴 田 町					
中 泊 町		1,120				

注 県林政課資料

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	178	417	595	411	242	653	230.9	58.0	109.7
針 葉 樹	156	417	573	365	242	607	234.0	58.0	105.9
広 葉 樹	22	—	22	46	—	46	209.1	—	209.1

注1 計画欄は、前期計画の前半5か年分に対応する計画量

2 実行欄は、前期計画の前半5か年分の実行量

(2) 間伐面積

単位 面積:ha、実行歩合:%

計 画	実 行	実 行 歩 合
8,535	4,186	49.0

注 (1)の注に同じ

(3) 人工造林、天然更新別面積 単位 面積：ha、実行歩合：%

人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
803	59	7.3	528	259	49.1

注 (1)の注に同じ

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長:km、箇所:箇所数、実行歩合:%

区 分		計 画	実 行	実 行 歩 合
開 設	新設延長(km)	75.1	2.9	3.9
	改築延長(km)	13.7	0.4	2.9
拡 張	改良箇所(箇所)	15.0	3.0	20.0
	舗装延長(km)	36.0	0.4	1.1

注 (1)の注に同じ

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

区 分	計画期末面積	実 績	
		面積	実行歩合
総 数 (実 面 積)	14,403	13,732	95.3
水源涵養のための保安林	4,967	4,775	96.1
災害防備のための保安林	9,369	8,867	94.6
保健、風致保存のための保安林	954	949	99.5

注 実績は平成28年度末の見込み面積

イ 保安施設地区の指定 単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実 行 歩 合
—	—	—

注 (1)の注に同じ

ウ 治山事業の数量 単位 箇所:箇所数、実行歩合：%

箇 所		
計 画	実 行	実 行 歩 合
42	36	85.7

注 (1)の注に同じ

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

該当なし

5 林地の異動状況(森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	合計
38	0	11	0	76	125

注 平成23年度～平成27年度の異動状況

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積:ha

原野	農用地	官行造林	その他	合計
0	0	17	136	153

注 平成23年度～平成27年度の異動状況

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

分期	単位:千m3									
	総数	667	670	715	832	757	791	702	730	730
伐	総数	611	612	621	748	686	718	643	679	679
探	数	56	58	94	84	71	73	59	51	51
立	主	223	233	497	761	705	753	666	684	684
木	材	167	175	403	677	634	680	607	633	633
材	積	56	58	94	84	71	73	59	51	51
材	積	444	437	218	71	52	38	36	46	46
材	積	444	437	218	71	52	38	36	46	46
造	林	1,444	1,510	1,923	2,922	2,988	2,817	2,758	2,444	2,444
造	林	875	882	1,034	1,635	1,851	1,848	1,751	1,672	1,672
面	積	569	628	889	1,287	1,137	969	1,007	772	772
林	道開設延長	393	477							

(2) 分期別期首資源表

区	分	単位:ha										材積:千m3
		総数	1. 2 齢級	3. 4 齢級	5. 6 齢級	7. 8 齢級	9. 10 齢級	11. 12 齢級	13. 14 齢級	15 齢級以上	材積	
第 1 期	総数	52,430	649	1,653	2,745	4,832	10,048	13,378	13,740	5,385	11,826	
	人	28,909	387	1,009	2,257	4,132	8,418	7,649	3,461	1,596	8,403	
	工	28,162	156	695	2,070	4,120	8,416	7,648	3,461	1,596	8,323	
	林	747	231	314	187	12	2	1	0	0	80	
	天	23,521	262	644	488	700	1,630	5,729	10,279	3,789	3,423	
	然	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	林	251	0	1	3	34	28	62	37	86	28	
	林	23,270	262	643	485	666	1,602	5,667	10,242	3,703	3,395	
	天	52,430	2,188	849	1,646	2,711	4,767	9,931	13,024	17,314	12,257	
	然	29,566	1,292	587	1,002	2,223	4,087	8,352	7,492	4,531	9,566	
第 2 期	総数	27,626	707	156	650	1,890	3,963	8,274	7,455	4,531	9,272	
	人	1,940	585	431	352	333	124	78	37	0	294	
	工	22,864	896	262	644	488	680	1,579	5,532	12,783	2,691	
	林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	天	651	68	0	2	4	92	140	119	226	114	
	然	22,213	828	262	642	484	588	1,439	5,413	12,567	2,577	
	林	52,430	5,137	2,275	643	1,617	2,652	4,684	9,547	25,875	11,699	
	天	29,806	3,264	1,379	381	975	2,185	4,036	8,047	9,539	9,110	
	然	26,587	2,273	707	119	487	1,727	3,845	7,923	9,506	8,198	
	林	3,219	991	672	262	488	458	191	124	33	412	
第 3 期	総数	22,624	1,873	896	262	642	467	648	1,500	16,336	2,589	
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	工	1,051	79	68	1	5	77	187	173	461	173	
	林	21,573	1,794	828	261	637	390	461	1,327	15,875	2,416	
	天	52,430	6,187	4,724	1,650	635	1,551	2,608	4,536	30,539	10,912	
	然	29,670	4,382	2,851	757	374	950	2,157	3,915	14,284	8,359	
	林	26,123	3,429	2,273	569	68	336	1,625	3,680	14,143	7,829	
	天	3,547	953	578	188	306	614	532	235	141	530	
	然	22,760	1,805	1,873	893	261	601	451	621	16,255	2,553	
	林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第 4 期	総数	1,451	96	79	87	87	99	136	238	714	231	
	人	21,309	1,709	1,794	806	259	502	315	383	15,541	2,322	
	工	52,430	5,432	5,726	4,207	1,613	612	1,512	2,520	30,808	10,398	
	林	29,351	3,923	3,921	2,336	727	372	940	2,102	15,030	7,821	
	天	25,777	3,219	3,429	2,187	392	59	284	1,515	14,692	7,183	
	然	3,574	704	492	149	335	313	656	587	338	638	
	林	23,079	1,509	1,805	1,871	886	240	572	418	15,778	2,577	
	天	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	林	1,852	106	96	96	114	44	185	281	930	292	
	天	21,227	1,403	1,709	1,775	772	196	387	137	14,848	2,285	

7 その他
用語の説明

五十音順

用語	説明
一貫作業システム	低コスト造林のため、伐採から植栽まで同時に行う作業システムのことで す。
枝打ち	主に無節の価値の高い材を生産するために林木の枝をその付け根付 近で切り落とす作業です。 一般に成長に応じて間断的に実施します。
皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部、又は大部分を伐採す ることです。
架線作業システム	林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材 を吊り上げて集積する作業の仕組みです。
下層木	樹冠が2段以上の階層状構造をなしている森林で、上層樹冠を形成し ている木に対して、下層に生育している林木のことをいいます。
刈出し	天然生稚樹の周囲を刈り払い、生育を促進する作業のことで す。
間伐	育成段階にある森林において樹木の込み具合に応じて育成する樹木 の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業で、この作業 により生産された木材を間伐材といいます。 一般に、除伐後から主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施し ます。
機械作業システム	伐出作業や育成作業における各工程の機械による作業の仕組み(機 械の組合せ)のことで す。 伐出作業においては、集材距離、傾斜の度合い、伐採作業現場の大き さ、集中・分散の度合いによって変わります。
郷土樹種	長い期間の自然淘汰によって、それぞれの地方や立地環境によく適応 し自然状態で分布している樹種のことで す。
切土	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、又は切り崩す作業により切り取 った土砂のことで す。
禁伐	樹木の伐採を禁止すること です。
更新	伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更新樹種 を育成し、再び立木にすること です。
更新樹種	植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の林冠 を構成する樹種 です。
高性能林業機械	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理 を行う車両系又は架線系の林業用機械のことで す。
広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、針葉樹に対する語です。被子植物、 双子葉類に属する樹木のことで す。
コンテナ苗	専用のコンテナで育てる根鉢付きの苗のことで、従来の苗と比較して、 活着率が良く、植栽時間が短いなどのメリットを有する苗のことで す。
材積	立木又は造材された丸太、さらに製材された木材の体積のことで す。立 木では樹皮を含みますが、丸太では含みません。 単位は立方メートルで表示 し ます。

用語	説明
市町村森林整備計画	森林法第10条の5の規定に基づき、市町村長が計画的、かつ、長期的視点にたつて、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画のことです。森林の持続可能な管理を実現するマスタープランと位置付けられています。
下刈り	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木等を刈り払う作業のことです。
樹下植栽	上木のある状態で、その木の下に苗木を植栽することをいいます。本県では下木の樹種として、ヒバを植栽することが多くなっています。
樹冠	樹木の葉と枝の集まりの範囲のことです。
樹冠疎密度	林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率のことです。おおむね16年生以上の林分において利用します。
主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫することです。
上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木のことです。
植生	ある区域に集まって生育している植物の全体のことで、自然植生、現存植生などと使い分けします。
除伐	一般に下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に行われる造林目的以外の樹種等を取り除く作業のことです。
人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成することです。
針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語です。スギ、マツ類ヒバなど、林業上重要な樹種が多く、二酸化炭素の吸収量は広葉樹を大きく上回ります。
森林	森林法第2条で、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、「前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」ただし、「主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの土地の上にある立木竹除く」と定義付けられています。
森林機能区分	森林を、その森林の地形、地質、土壌その他の自然条件、林況等に対する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産機能の機能に区分したものです。
森林作業道	間伐をはじめとする森林整備、木材の取材・搬出のために用いられ、主として林業機械の走行を想定した道のことで、
森林生産力	森林の主に木材を生産する能力(ポテンシャル)のことです。
森林施業	目的とする森林を造成、維持するために行う造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為のことです。
森林簿	森林計画図の林小班ごとに、面積、樹種、林齢、材積等の林況を表示している簿冊のことです。
森林保健施設	「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第2条第2項第2号の規定により、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設のこと、休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設があります。

用語	説明
スキッド (牽引式集材機)	丸太の一端をグラップルで吊り上げて土場まで地曳集材する集材専用の自走式機械のことです。
制限林	法令により施業について制限を受けている森林のことです。 保安林、砂防指定地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区、自然公園法に基づく特別地域等があります。
施業実施協定	森林所有者等が自発的意志に基づき、市町村の長の認可を受けて締結する10年間の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定のことです。
施業体系	目的とする森林を造成、維持するため造林から保育、間伐、伐採までの一連の森林施業について、林齢、成立本数、樹高、胸高直径、林分材積等に関する各施業の実施すべき判断の基礎となるものです。
造林	林地に森林を仕立てることです。 造林の方法には人工造林と天然更新があります。
択伐	主伐の一種で、経営目的に到達し収入を期待できるものや成長が衰え始めたもの、材質に欠点があるものなどを抜き伐ることです。
タワーヤーダ (タワー式集材機)	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機のことです。
単木択伐	択伐作業の一種で、立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の点状択伐のことです。
治山施設	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業(森林法第41条第1項の事業)及び地すべり防止工事(地すべり等防止法第2条第4項)により設置された施設のことです。
地質	地球の構造・歴史・地球上の生物の変遷及び地球の変化にあずかった原因・結果など、地球に関する自然現象及び状態を総括したものです。林業関係では、地球の表面層＝地殻＝を構成する物質を称し、その種類、性質又は状態を指すことが多い。大部分は岩石で、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌をも含まれます。
長伐期施業	標準伐期齢のおおむね2倍を超える林齢で主伐を行う施業のことです。
天然下種更新	林地内に残した木(母樹)又はその側方の木から自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法のことです。
天然更新	天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいいます。種子が自然に落下し、発芽する場合(天然下種更新)と、木の根から発芽(ぼう芽)して成長する場合などがあります。
天然更新補助作業	更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う植込み等を含む造林の作業種です。
天然生林	災害、伐採などにより改変されたが、ほとんど人の手が加わらずに自然力によって再生した森林のことです。
天然林	天然の状態であって、造林・保育についてほとんど人の手が加わっていない森林のことです。
特定広葉樹	地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として市町村森林整備計画で定めた樹種のことです。
特定広葉樹育成施業	特定広葉樹を主体とした地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境等の形成を図るための森林施業のことです。

用 語	説 明
特定保安林	森林法第39条の3の規定に基づき、農林水産大臣が指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その機能を確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして指定した森林のことです。
土壌	地殻表面の母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したものです。 水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示します。
ナラ枯れ被害	キクイムシの一種で巣に菌を栽培して食べて繁殖する養菌性のカシノナガキクイムシが、ナラ類の樹幹部の樹皮下から辺材に穿入し、年輪に沿って孔道を掘ることから壮・老齢木の被害では枯死に至ります。近年、日本海側の豪雪地帯で大発生しています。
伐区	もともと伐採(主伐)が行われる区域を指しますが、造林から保育、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられます。
ハーベスタ (伐倒造材機)	伐倒、枝払い、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の機械のことです。
標準伐期齢	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定める林齢のことです。 保安林の指定施業要件の基準に用いられます。
フォワーダ (積載式集材車両)	グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械のことです。
複層林	人工更新又は天然更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林の総称です。
複層林施業	森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより複数の樹冠層を有する森林を造成する施業のことです。
プロセッサ (造材機)	林道や土場などで、全木集材された材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械のことです。
保安施設事業	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の指定の目的を達成するために実施される森林の造成や維持に必要な事業のことです。
保安施設地区	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定に基づき指定した森林です。 この地区は事業終了後、一定期間経過後保安林とみなされます。
保安林	人命や財産などを守り公共の利益を達成するために森林法に基づいて農林水産大臣または知事が指定した森林のことです。 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の17種類があります。
保育	植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、枝打ち、除伐等の作業の総称です。
ぼう芽	立木を伐採した後に切り株から発生する芽のことです。
ぼう芽更新	立木を伐採した後に切り株から発生した芽を成長させて森林を更新する方法のことです。

用 語	説 明
保健機能森林	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められた場合に、市町村森林整備計画でその地域が特定されている森林のことです。
保護樹帯	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風を遮り、又は主風の方向に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などからの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団のことです。
母樹	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹木のことです。母樹の集団を母樹林といいます。
ポドゾル土壌	落葉・落枝やその分解物の層で、ほとんど有機物だけから成る層が発達し、溶脱層と遊離酸化物及び腐植の集積層をもつ酸性の土壌のことです。一般に寒冷偏湿気候地下に広く生成されます。
松くい虫被害	松くい虫被害の正式な名称は「マツ材線虫病」と呼ばれるマツの伝染病です。 マツを枯らす病原体は、体長1mmにも満たない「マツノザイセンチュウ」という線虫で、これを病気にかけたマツから健全なマツに媒介する虫が体長3cmほどのカミキリムシの一種である「マツノマダラカミキリ」です。 マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウがマツに侵入し、マツの樹液を止めることによってマツ枯れが発生し、まん延していきます。
要整備森林	特定保安林の区域内の民有林で、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林です。
立木度	現在の林分の本数を当該林分の林齢に相当する期待成立本数で割った対比で10分率で表すものです。 幼齢林(おおむね15年生未満)で利用します。
林業事業者	他者からの委託又は立木の購入により造林、保育、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産事業者などのことです。
林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道をいい、普通自動車(10トン積程度のトラック)の走行を想定した規格・構造を有するものです。
林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる道路です。
林班	森林の位置を明らかにし、地域森林計画の樹立及び実施の便に供するため、原則として字界、天然地形又は地物をもって区画した森林区画の単位のことです。
林齢	林分が成立(更新又は植栽)した年を1年とし、それから経過した森林の年齢のことです。